

# 管内神社と地域社会

「軍都」金沢の事例を中心に

本康宏史

Military Shrines and Local Society : The Example of the "Military City" of Kanazawa  
MOTOYASU Hiroshi

- ①はじめに―「戦争と神社」研究の課題
- ②管内神社の創建と展開―軍隊の駐留と神社
- ③管内神社の「記憶」と地域
- ④まとめにかえて―管内神社の系譜と今後の課題

## 【論文要旨】

本稿では、まず、「戦争と神社」をめぐる研究史で、さきの「資料報告書」（戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究）の項目をも踏まえ、近代日本の戦争研究史における、神社との関係にかかわる研究蓄積・研究動向の紹介と、その中で「管内神社」研究の現状と意味を指摘する。

ついで、管内神社の創建と展開―軍隊の駐留と神社―では、管内神社の沿革と諸相について簡単に触れ、「軍都」金沢の管内神社、すなわち、①歩兵第七連隊の歩七忠魂社と、②第九師団特科隊の管内神社（功久神社・工兵連隊、貴勲神社・騎兵連隊、燦敷神社・山砲連隊、輜勲神社・輜重兵連隊）の事例を紹介する。

その際、「軍都」としての地方都市のさまざまなあり方を確認するためにも、金沢のほかにも、豊橋（歩兵第十八連隊の彌健神社、陸軍教導学校の豊秋津神社）、福知山（歩

兵第二十連隊の鎮国神社）など、管内神社の痕跡の残る都市の事例を紹介して、比較検討の視点を確保したい。

さらに、管内神社の「記憶」と地域では、管内神社の系譜に関して、①稲荷信仰・八幡信仰との関係、②艦内神社と一宮の関係などを紹介したうえで、戦後の「記憶」について、記念碑や聞き取りをベースに分析する。具体的には、「歩七忠魂社の記憶」として、石川護国神社の記念碑や連隊誌の編纂などを、さらに、「輜勲神社の戦後」に関しては、戦後の引き揚げと「平和町」の誕生を背景に、功久神社、貴勲神社、燦敷神社が輜勲神社に合祀され、「平和神社」と改称（再建、再編）、維持される経緯について検証する。

最後に、管内神社の系譜を「艦内神社」を含め考察し、今後の課題を整理する。

## ①はじめに―「戦争と神社」研究の課題

### 1、戦争・軍隊と神社

近代日本において、戦争や軍隊と神社との関係を考えるとき、きわめて多様な観点が想定し得る。この問題は、「狭義」には、軍国主義的な「特殊な」神社の機能と性格の検証であり、「広義」には、戦争・軍隊と「一般的な」神社・小祠の関係の分析であるといえよう。

いうまでもなく、これらの議論の枠組みは、「神道指令」(一九四五年十二月)と一連の占領施策の規定(「国家神道及び神社神道」の統制)に起因する。ここでは、「Military-shrine」=「軍国的神社」の狭義・広義の概念が問題となり、具体的には、「靖國神社・招魂社・護国神社」を対象とした、政治的・社会的な問題関心を多様に重ねてきたのである。その際、「戦後」的視座と「国家神道」の評価(国家神道体制・神道非宗教論・「国家の祭祀」などの概念と実態)が、近年、改めて議論となっており、標記の問題を考える際には、こうした点での論点整理が前提となることはいうまでもない。

### 2、慰霊と招魂―「国家神道」をめぐる諸問題―

#### (1)「国家神道」の性格規定

今日「靖國神社」を中心に、種々議論のある「国家神道」論に関しては、藤谷俊雄「国家神道の成立」が、戦後の先駆的研究とされる<sup>(2)</sup>。その後、村上重良氏が、藤谷氏の議論を継承しつつ、さらに詳細に「国家神道」の成立過程について論じた。村上氏によれば、「国家神道」は、幕末維新の政争の中で生まれた国事殉難者の「招魂の思想」に発している

とされる<sup>(3)</sup>。この「招魂の思想」は、あらゆる価値を天皇に一元化する近代天皇制の成立とともに、天皇のために忠死した戦没者を神として祀り顕彰する「靖國の思想」に展開したという。つまり、「国家神道」とは、「近代天皇制国家がつくりだした国家宗教」で、「神社神道と皇室神道を直結して形成された特異な民族宗教」であり、教派神道・仏教・キリスト教に君臨し、明治二十二年(一八八九)の大日本帝国憲法によって成立したとされるのである。以後、村上説が、社会的な背景(昭和四十年代の靖國神社法案問題、六十年代の首相公式参拝問題とそれらに対する反対運動の動向=忠魂碑裁判など)もあり、長らく「通説的位置」を占めてきた。

一九八〇年代以降、村上氏に代表される戦後の神道研究に対し、安丸良夫、中島三千男、宮地正人氏らが、それぞれの論理・実証から批判を展開<sup>(4)</sup>。さらに、九〇年代には、阪本是丸、新田均氏らによって再検討がなされ、「国家神道」の実体に対する疑義が提唱された<sup>(5)</sup>。阪本氏の研究は、安丸、中島氏らの路線を継承しつつ、実証性を重視、しかも「国家神道」の成立・形成過程を網羅的に扱う点で画期的とされる。

近年、「国家神道」の性格をめぐる論点として、「国家の宗祀」という用語の取り扱い、及び神社の経済的基盤の所在などが、改めて焦点となっている。例えば、千田智子氏は、明治維新から比較的早い時期に、「国家の宗祀」という神道国教制を端的に印象づける用語が出されたことが、「国家神道体制」があたりかまも明治の初期から胎動し、スムーズに戦前まで発展してきたかのようなイメージをもたせる原因のひとつであったとする。しかし、それは、単に神社の公共性を強調するものにすぎないという<sup>(6)</sup>。また、山口輝臣氏などは、「現在では、村上のような見解を保持しないし踏襲する専門家は皆無といってよい。国家神道という語を使う論者も、ほとんどの人はその定義を「教派神道とは異なる神道の一派」、すなわち神社神道と等しいものとしているし、その成立も村上説より十

年以上遅い日露戦争（明治三十七～八年）以後あたりに置くことが多い」と総括している。<sup>(7)</sup>

## ② 招魂社制度の展開と慰霊対象

「国家神道」の戦争との関係をいわば象徴するものとして、招魂社・護国神社の制度がある。明治以降の招魂社制度の展開については、溝口駒造氏の論稿が戦前の先駆的研究といえ、小林健三・昭沼好文『招魂社成立史の研究』<sup>(8)</sup>が、本格的な実証分析の成果とされる。<sup>(9)</sup>一方、大江志乃夫『靖国神社』は、村上氏の国家神道論を受けて招魂社制度にも論及<sup>(10)</sup>。赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』も、近代日本の宗教統制全般のなかで、招魂社・護国神社と「日本ファシズム」の問題を検討している。<sup>(11)</sup>また、大原康男氏は、これらに対抗する視点で、招魂社制度を「実証」的に論じたが、招魂社・護国神社に関しては、このほかにも多くの研究蓄積がある（後述）。

しかし、この問題に関しては、論者の立場や視点の違いが明白である点に特徴がある。当然、「英霊」＝慰霊対象や方法の理解にも異同が生じる。例えば、川村邦光氏は、「官軍の戦死者は「天皇が御代」を守護する神霊、のちの「護国の鬼」としての働きを期待されていた」とし、慰霊・追悼の目的に加え、士気昂揚・戦意昂揚などももろもろの統合作用を指摘する。<sup>(12)</sup>一方、小松和彦氏は、「人を神に祀る習俗」を考える第一の要素として、「人神」を、「崇り神」系・「顕彰神」系・「慰霊」系の「人神」と分類。招魂社は、こうした「人神」祭祀の歴史を踏まえながら立ち上がってきたのだと説明した。<sup>(13)</sup>中村生雄氏は、「崇りの因となるかもしれない死者も即座に神に祀りあげる速成の『英霊』づくりは、そういう意味でまさしく近代の要請にもとづいており、（略）人神祭祀の方法をまがいなりにも可能にしたのが、ほかならぬ現人神としての天皇なのであった」とし、新谷尚紀氏は、神は「人々によって一定の利害関係の

もとにつくり出されるもの」ゆえ、「常にときどきの利害関係によって意味づけが拡大され、利用されていく宿命のもとにある」と喝破している。<sup>(16)</sup>

## 3、「祖霊論」をめぐる論争

前項に関連して、近年、民衆史や民俗学の分野では、「戦争のフォークロア」とでもいうべき、戦時下の民衆生活や民衆意識に対する関心が高まった。この視点では、桜井徳太郎氏が、早くから招魂儀礼における「民間怨霊思想・御霊信仰の根強い存在を肯定」すべきと指摘した。<sup>(17)</sup>

近年の論争を含む議論に、戦死者は「先祖として祀られるべき」であると主張した、柳田国男の「祖霊論」と英霊に対する評価（「先祖の話」ほか）の再検証がある。柳田は、戦死者靈魂に思いを馳せ、「先祖の話」を書き上げたときとされるが、岩田重則氏は、柳田が、「積極的な戦争協力ではないとしても」、柳田民俗学の学問体系が「戦争の精神を肯定的に評価」しているとし、一方、田中丸勝彦氏は、「英霊という近代を問うことによって対峙しようとしていたもう一つの近代が、柳田国男以来、この国の民俗学が構築して来た『祖霊神学』であった」と強調した。<sup>(18)</sup>これに対し高見寛孝氏は、柳田が、かならずしも「英霊」祭祀を肯定したものであるのではないと反論、戦没者祭祀の国家政策に対する柳田の批判を読み取り得るとする。<sup>(19)</sup>なお、明治初年の招魂祭の性格をめぐる問題も興味深いものがある。というのも、本来、死霊は忌むべき「穢れ」として「戦死者をいきなりカミとして祀ること」に対する違和感を明治初年の国学者たちはもっていたのではないか。つまり、一方で「護国の神霊」という観念を強調しつつ、一方で、戦死者の死霊を「神」として祀るのに抵抗を抱く実態が並存した点を指摘しよう。<sup>(20)</sup>その際、幕末から明治元年にいたる国学思想の動向、とくに国事殉難者の慰霊の方式・思想が大きく影響するものと思われるのである。<sup>(21)</sup>

#### 4、「特殊な」神社と個別テーマ研究の進展

##### (1) 招魂社の地域における実態

「国家神道」をめぐる議論と並行して、とくに一九九〇年代以降、招魂社の造営並びにそこにおける招魂祭の実態、これをとおした地域民衆の「精神動員」の在り方などの究明が進んだ。県市町村を対象に招魂社制度の地域的な変遷をたどり、同制度が民衆意識の形成（統制）に果たした役割を検証、招魂祭の性格、その受容の様相を、より地域の実態にそくして理解する方向である。

早くは、「明治百年」を契機に、廣瀬誠氏がこれに言及<sup>(23)</sup>。八〇年代以降、今井昭彦（群馬<sup>(24)</sup>）、坂井久能（神奈川）、本康（石川）、横山篤夫（大阪）、岸本覚（山口）、小幡尚（高知）らの各氏が、それぞれの地域における招魂社や護国神社の建設・変遷過程を明らかにし、その研究を充実させつつある<sup>(25)</sup>。また、近年、白川哲夫氏は、各地の招魂祭の実態分析をとおして招魂祭の役割と構造を再検討し、この問題の議論を深めた<sup>(26)</sup>。なお、粟津賢太氏は、埼玉県の忠霊塔建設をめぐる「公葬」等廃止問題との関係分析、西村明氏も、長崎の慰霊碑の紹介を通じて「戦争と暴力」の問題を提起し視点を拡大した<sup>(27)</sup>。

##### (2) 「軍神」と創建神社

「軍神」の創生、「生き神信仰」についての研究は、折口信夫「民俗史観における他界観念」などが、早くから注目していた<sup>(28)</sup>。一九七〇年代には、大江志乃夫氏の靖國信仰や安丸良夫氏の民衆宗教史に関する一連の論稿をはじめとしていくつかの研究がある<sup>(29)</sup>。「軍神」創生過程における「軍国美談」の役割に注目したのは、加藤秀俊、上野英信、藤井忠俊氏が早い<sup>(30)</sup>。近年では、山室建徳、佐藤忠男氏や新谷尚紀氏などが、「軍神」の

類型論や「人神」信仰との関係について考察しているが、文化論として「軍神」を考察するスタイルに特色がある。また、藤井氏は、近著で廣瀬中佐・橋中佐・空閑大佐の例を比較検討している<sup>(31)</sup>。

ところで、これらの「軍神」は、ほとんどが神社を創設している（維新期以降の「創建神社」）。個別の事例では、廣瀬や乃木・東郷の事例（廣瀬神社・乃木神社・東郷神社）が広く知られるが、乃木・東郷は「戦死者」でない点にも注意しておきたい（したがって、「靖國」にも合祀されていない）。近年、上海事変の自決者空閑昇と空閑神社を分析した、重信幸彦氏や本康が、「軍神」の生成過程と神社の関係にも論及。一ノ瀬俊也氏も、郷土の「軍神」の事例を検討している<sup>(32)</sup>。なお、羽賀祥二氏は、藩祖の創建神社と戦死者慰霊の関係、西南戦争戦没者の慰霊碑創建事例から分析した<sup>(33)</sup>。

##### (3) 海外神社―植民地神社を中心に―

植民地下の神社は、日本の植民地支配の精神的シンボルとされ、とりわけ皇民化政策期において、「神社への強制参拝やそれに伴う、現地住民の在来信仰の抑圧などが行われた」とされてきた。このような海外神社（植民地神社）は、台湾、朝鮮、満州をはじめとして、樺太、関東州、南洋群島、東南アジアといった、日本の「外地」「占領地」の全般にわたり、上は官国幣社クラスから、下は村社・無格社、さらには社祠・遥拝所といったものを含めれば、おそらく一千数百社に至るものが建立されたと推定されている<sup>(34)</sup>。

ところで、小笠原省三『海外神社史』を嚆矢とする戦後の海外神社研究は、一九九〇年代以降、新たな段階をむかえたとされる。この点について、近年の海外神社研究を主導してきた中島三千男氏によれば、戦後の海外神社研究は、ほぼ四期に分けることができるという<sup>(35)</sup>。

〔第一期〕（一九五〇年代～六〇年代前半）では、基本的文献とされる

小笠原省三編述『海外神社史 上巻』がまとめられ、戦後の海外神社研究が開始された。これにつづき、占領下神社政策の「激動の時代」をへた神社本庁も『神社本庁十年史』を編纂し、ひとつの区切りを示している。<sup>(36)</sup>

〔第二期〕（一九六〇年代後半～七〇年代）に至ると、海外神社を、植民地支配や皇民化政策との関連で論じる分析視角が生じる。中濃教篤『近代日本の宗教と政治』ほかをこれを牽引した。中濃氏の議論は、同時代の「参拝の強要」問題を重視した一連の言説の影響を強く受けたものであったが、これを「画期」に、仏教、教派神道などの「加害責任」、「宗教者の戦争責任」の問題の指摘がはじまる。こうしたなかで、千葉正士氏は、海外神社の「ヒエラルヒー的序列」の形成によって、「宗教的支配体制の整備が試みられた」とし、海外神社研究の「理論水準を一気に高めた」とされた。<sup>(37)</sup>

〔第三期〕（一九七〇年代後半～八〇年代）は、各地域の個別論文が出され始めた時期とされる。朝鮮に関しては、欄木寿男、阿部俊二、韓哲曦氏などの研究がある。この問題では、例えば台湾に関しては横森久美氏、満州に関しては島川雅史氏などが、視角と実証の面から注目していた。<sup>(38)</sup>

問題の〔第四期〕（一九九〇年代以降）の研究の特徴は、①分析内容が、質量ともに飛躍的に進展した点、②分析視角そのものが拡大した点に求められる。まず、①に関して言えば、植民地支配との関連から特定の時代や課題に絞った研究がはじまり、一方で地域の全体像についての単独著作も刊行されはじめた。例えば、朝鮮関係では、栗田英二、青野正明、山口公一、青井哲人氏などの研究が注目された。<sup>(39)</sup>台湾関係では、蔡錦堂『台湾における宗教政策の研究』が、近代全般にわたる総合的な分析として研究の画期をなした。広汎な蔡氏の研究のなかで、忠烈祠と護国神社の関係を指摘した点は、本稿の感心からも注目されよう。ちなみに、海外

護国神社としては、台湾、京城、羅南の各護国神社、および満州建国忠霊廟が創建されている。この間、中島三千男氏が、植民地神社の「遺跡」を含む実態調査を精力的に進めた。<sup>(40)</sup>

こうしたなかで、近年、海外神社におけるそれぞれの「祭神」や「政策」をめぐる社会的・文化的意味を再検証する研究が散見されるようになってきたことも注目される（例えば、高木博志、菅浩二、青井哲人、山口公一氏の論考など）。<sup>(41)</sup>この結果、領有初期と皇民化期を区別しないままに植民地神社（祭神）の性格を議論する、従来の傾向に対する批判は、すでに一定の共通認識となりつつあるように思われる。

一方、②に関しては、朝鮮関係では菅浩二氏、満州関係では嵯峨井建氏など、神道関係者の精力的な研究がめだつた。なかでも、菅氏は神道教義との関係を、平山洋氏は朝鮮と内地の宗教政策の関係を分析。植民地支配・皇民化政策の視点からは、「居留民設置神社」に視点をおいた研究も生まれている。<sup>(42)</sup>

なお、「植民地神社」の系譜・全体像を考える際、「北海道」などの内国植民地における神社の存在はきわめて重要と思われる。この点について論及したのが、高木博志氏で、「開拓三神」をめぐる札幌神社との比較をとおして、植民地神社の系譜・性格を分析した。しかし、高木氏の祭神理解に関しては、菅氏や本康の批判もある。<sup>(44)</sup>こうした問題にもふれつつ、最近、青井哲人氏が、朝鮮・台湾を中心に、海外神社の建設を植民地都市の空間論から幅広く論及。<sup>(45)</sup>また、ほぼ時期を同じくして、菅氏も従来の研究をまとめ、本格的な「植民地神社」研究が揃った観がある。<sup>(47)</sup>

#### （4）祈願・鎮守と神社

戦勝・武運長久祈願に関しては、江口圭一、赤澤史朗氏が戦争熱と祈願の様相を分析、以来、戦時期における戦勝・武運長久祈願の空間としての神社（とくに護国神社）の役割は、一般に認識された。<sup>(48)</sup>その後、個

別の戦役における祈願の様相の研究も深まり、例えば、檜山幸夫氏は日清戦争時の戦勝祈願と戦勝祝賀の実態を分析している<sup>(49)</sup>。

一方、祈願の俗信と神社信仰などに関しては、戦前に、佐々木龍作「戦争と俗信」などの先駆的な紹介もあるが<sup>(50)</sup>、戦後、黒羽清隆氏が、「戦争のフォーロア」として民衆史の視点から「弾除けの俗信」などに言及し<sup>(51)</sup>、大江志乃夫氏は日露戦争の事例を中心に精力的に紹介、認識を広めた<sup>(52)</sup>。とりわけ、地域史研究の蓄積のなかで、巨勢泰雄、中村羊一郎氏などが、地域の実例を紹介し注目された<sup>(53)</sup>。その後、神島二郎、千葉徳爾氏<sup>(54)</sup>が、それぞれの立場でこれらの意味づけを試み、岩田重則氏や本康も、「天狗」などの山の神信仰、「サムハラ」などの民衆習俗・民俗的な背景を分析した<sup>(55)</sup>。松本博行氏も「屋根神様」など戦時の小祠に言及<sup>(56)</sup>。喜多村理子氏は聞き取りをもとに、ムラの社寺における「武運長久祈願」の実態を検証した。なお、岩田、喜多村氏は、それぞれの視点から「戦争をめぐる民俗学」の研究史を整理し、成果と課題を明らかにしている<sup>(57)</sup>。

このほか近年では、川村邦光氏が精力的にこの問題を取りあげ、永井芳和氏も祇園社・祭と戦死者慰霊の事例を紹介している<sup>(58)</sup>。なお、佐野賢治氏は、戦争を文化としてとらえる視点を再考し、『日本民俗宗教辞典』〔東京堂出版、一九九八年〕から、「国家と戦争」に関する以下の民俗文化項目をピックアップしている（うち傍線は、神社と関係深いもの<sup>(60)</sup>）。

天皇信仰、明治神宮、祝祭日、天皇巡幸、植樹祭、御真影、天皇の肖像、天皇・皇族の葬儀、軍人の信仰、教育勅語、軍人勅諭、軍神、戦勝祈願、千人針、宗教統制、神仏分離、神社合併、宗教弾圧、政教分離、地鎮祭問題、世直し、災害予知、予言書、慰霊、靖国・護国神社、原爆慰霊、災害慰霊、戦没者慰霊、英霊奉祭、義民、忠魂碑、忠霊塔、遺骨収集、千鳥ヶ淵戦没者墓苑

近年まとめられた、民俗学辞典（新谷尚紀・関澤まゆみ編）『民俗学辞典』

死と葬送」でも、編纂項目の中に「戦死者」や「戦没者慰霊」に関する事項がとりあげられ、同様の観点から言及されている<sup>(61)</sup>。

こうしたなかで、「宮内神社」「構内神社」などと称される特殊な神社がある<sup>(62)</sup>。この神社の実態や性格に関しては、以下、本稿や坂井論文で詳述されるが、実は、ほとんど研究らしい研究がないのが実情であろう。いくつかの部隊史における記録<sup>(63)</sup>や自治体史での紹介を除けば、具体的な事例として、本康が金沢の歩七忠魂社・輻勲神社の、木口亮氏が沼津海軍工廠大神宮（金岡護国神社）の、一ノ瀬俊也氏が浜田連隊御稜威神社の事例を、紹介・分析しているぐらいだと思われる<sup>(64)</sup>。ほかに、坂井久能氏の共同研究における報告がほぼ唯一のまとまった論及といえよう。

## 5、小括―研究史整理をつうじて

以上の研究史を改めてまとめると、

①、戦争・軍隊と神社に関する研究は、「国家神道」についての思想的・社会的立場の違いから、戦後、学問的考察の枠組みが規定されてきた嫌いもあるが、とくに一九九〇年代以降、各地の護国神社の創設事情など、地域の実態にもとづいた、実証的な地域研究が進展しつつある。

②、「一般的な」神社・小祠と戦争との関係は、祈願の習俗を中心に、一九八〇年代以降、民衆史・社会史・民俗学など、さまざまなアプローチが試みられ、戦争と民衆の実態がしだいに明らかにされつつある。とはいえ、俗信対象の性格や意味するところに関しては、「柳田学」解釈の相違など、いくつかの論争もみられる。

③、戦争に関する「特殊な」神社の研究は、とくに「招魂社・護国神社」「海外神社」研究が一定の蓄積を重ねるものの、「軍神社」「宮内神社」の研究は、端緒にすぎたところといえよう。とはいえ、宮内神社は、軍隊と神社の直接的な関係を示し、招魂社・創建神社・海外神社・鎮守社的性格を併せ持つ、きわめて興味深い神社の形態ではないか。そうした

点で、今後、「管内神社」「部隊内神社」の検証は、「戦争と神社」研究の分野において一定の意味を持つものと思われる。

このような認識から、以下の各章では、①まず、「管内神社」の概観・歴史をおさえつつ、各地で確認された「管内神社」の諸相を紹介。つぎに、②「軍都」金沢の「管内神社」（歩七忠魂社・輜勲神社など）を事例に、創建・変容の過程とその背景、さらに戦後の展開と「記憶」に関して、若干の考察を加えてみたい。

## ②管内神社の創建と展開―軍隊の駐留と神社

### 1、管内神社の沿革と諸相

「管内神社」は、東京の赤羽神社を嚆矢とする。明治三十一年（一八九八）、東京赤羽工兵隊第一大隊構内に天照大神、歴代皇霊、天地地祇を祀った社祠を設け、将校以下兵士までに拝礼させることにした。これが軍隊内に神を祀った最初とされ、以後全国に広まったものとい<sup>(66)</sup>う。その後、各衛戍地に部隊内神社、すなわち「管内神社」「構内神社」が祀られていた。これらの全体像に関しては、本報告書の坂井論文に詳しいので、ここでは管見の一、二の例を紹介するにとどめる<sup>(66)</sup>。

例えば、北九州の小倉歩兵第十四連隊管内には、「勝山神社」が建てられた。同部隊の連隊史によれば、第二十六代連隊長の栗田小三郎大佐が、「創設以来戦没せし勇士の英霊を祀るため」に、「連隊神社」を建立することを決し、昭和七年（一九三二）十月四日には、北方兵営にて地鎮祭が行われた。四月二十四日に竣成、「勝山連隊に由緒深き四神」（天照皇大神・香取神宮・鹿取神宮・乃木神社）を奉斎したという。その際、上海事変の「二十六勇士」を加え、八六四柱を合祀している<sup>(67)</sup>。

また、京都府下福知山の歩兵二十連隊では、第二十二代連隊長山田勝

康の創建により、「鎮国神社」が置かれた。これは「連隊の守り神として、日夕将兵崇仰の的」にしたもので、事変・戦役には「海外に派遣され（同連隊に）赫々たる武勲を立てさせた」神社であったという。祭神は、天照大神・菅田別命英主・明治天皇の三神と、連隊に属する「将兵の英霊」とされた。同社には縁起も残されており（「鎮国神社縁起書」。註参照<sup>(68)</sup>）、そのなかで注目すべきは、「皇祖天照大神、武神菅田別命英主、明治天皇三神、及当連隊ニ属スル戦没者将兵ノ英霊ヲ齋ニ祀リ鎮国神社ト称ヘ奉ル」とか、「連隊内ノ清域ニ一神祠ヲ建テ日夕其神威ニ触レ知ラス識ラスノ間神明ノ稜威ニ感応シテ自ラヲ尽忠報国ノ念ヲ敦カラシメントセリ」とか、「連隊ノ守護神トシテ将卒ノ崇仰愈々篤シ而シテ地方人士ニシテ来営参拜ヲ希望スル者ハ（略）営門ノ出入ヲ公許シ」などの記述である。ちなみに、同社の例祭は「毎月一日、国祭日、靖國神社大祭、軍旗祭、軍旗祝日、鎮国神社例祭、天田郡招魂祭日、陸軍記念日」とされた（傍点引用者）。

この縁起からも、同社が、「連隊ノ守護神」であるとともに、「戦没者将兵ノ英霊」がその祭神でもあること、「招魂社」としても機能していたことがうかがえる。このことは、公用参拜日に「靖國神社大祭」や「天田郡招魂祭日」が加えられていることでも明らかであろう。そういう点で、「管内神社」は、一種の「招魂社」と位置づけることもできる。しかし、これよりさきの赤羽神社の祭神をみると（表1「赤羽神社祭神一覧」）、必ずしも祭神に、「英霊」＝戦没者のみを祀っているわけではないことも確認される。とくに、創建初期の日清戦争期までは、「病死者」（日清までは、戦病死者も「戦死者」扱いされず、「靖國合祀」もない）が、大正→昭和初期には、「事故死者」がその対象になっていたのである。

このように、「管内神社」の当初の、あるいは、本来の性格は、いわゆる「招魂社」に限定されるものではなかった。このことは、以下の丸

赤羽招魂社神靈合祀一覧

戦 役 名	祭神数	戦死者	病死者	事故死者他
明治10年戦役戦病死者	27柱		○	
明治27・28年戦役戦病死者	52柱		○	
明治37・38年戦役戦死者	138柱	○		
明治37・38年戦役病死者	100柱		○	
日独戦役戦病死者	1柱		○	
大正3年7月18日前橋転地架橋演習殉難者	5柱			○
大正5年9月18日於埼玉県人間郡所沢航空演習殉難者	1柱			○
大正7年西伯利亚事件戦死者 第2臨時測量部	7柱	○		
大正7年西伯利亚事件戦死者 第1師団架橋縦列	6柱	○		
大正14年4月18日於荒川架橋場死没者	1柱			○
大正15年7月8日於前橋転地架橋場死没者	1柱			○
昭和4年7月17日於長倉転地架橋場死没者	1柱			○
満州事変・支那事変戦没者				
工兵第101連隊	146柱	○	○	
独立工兵第2連隊	128柱	○	○	
第1師団渡河材料中隊	39柱	○	○	
独立工兵第1中隊	14柱	○	○	
第1師団後備工兵第1中隊	6柱	○	○	
第1師団後備工兵第2中隊	9柱	○	○	
兵站電信第2中隊	6柱	○	○	
独立混成第17旅団工兵隊	3柱	○	○	
工兵第32連隊	24柱	○	○	
工兵第1連隊留守隊 (S11.4～16.3)	41柱	○	○	
工兵第1連隊殉職者 (S11.11～19.7)	39柱	○	○	
太平洋戦争戦没者 (S16.3～20.8.15)				
独立混成第10工兵隊 (中部太平洋方面戦歿者ロク島、グアム島)	50柱	○	○	
第1師団渡河材料中隊	266柱	○	○	
独立工兵第6連隊 (船舶工兵第1連隊ラバウル、ニューギニア)	631柱	○	○	
海上機動第1旅団輸送隊	371柱	○	○	
船舶工兵第14連隊 (独立工兵第24連隊)	91柱	○	○	
第12揚陸隊	114柱	○	○	
独立工兵第7連隊 (サイパン)	4柱	○	○	
独立工兵第21連隊 (船舶工兵第7連隊)	100柱	○	○	
工兵第32連隊	340柱	○	○	
船舶工兵第18連隊 (独立工兵第58大隊独立工兵第34連隊)	74柱	○	○	
船舶工兵第19連隊 (独立工兵第58大隊)	601柱	○	○	
船舶工兵第19連隊 (独立工兵第22連隊)	107柱	○	○	
独立工兵第59大隊 (中国)	115柱	○	○	
独立工兵第60大隊 (中国)	54柱	○	○	

【工兵第一大(連)隊史】赤羽招魂社奉賛会編刊、一九八四年より作成

亀第十二連隊忠魂社のケースのように、忠魂堂での祭典と管内忠魂社での慰霊祭、さらに、営庭に於ける遥拝式がそれぞれ執り行われ、慰霊祭典の場所が混在している例（註参照<sup>69</sup>）からもうかがえよう。

## 2、海外神社との関係

「管内神社」の実態、性格上重要なのは、多くの部隊が中国大陸をはじめとした海外派兵を経験することになるため、（とくに十五年戦争期に）神社や祭神が海外に奉遷された点である。この場合、「遷移」や「分霊」の形がとられ、いわゆる「海外神社」として、改めて社や祠などが「創建」されることになる。また、海外に派遣された部隊が、新たに管内神社を創建する場合も少なくない。

例えば、さきの赤羽神社そのものが、「孫呉管内神社」として中国の駐留地に分霊・奉遷されている。同部隊史によれば、昭和十五年（一九四〇）四月、第二十九代工兵第一連隊長平山護義が、「赤羽神社を孫呉屯営地に奉遷し、将兵一同とともに孫呉管内神社建立について議す」とある。同神社建立資金として赤羽地元有志より献金もあり、翌十六年三月には、第三十代連隊長細谷剛三郎が着任、管内神社建立の実現を図っている。この結果、同月三日地鎮祭を行い、神社建立を起工。十一日に東京赤羽管内神社境内において、「御神体分神式」が行われた。十月二十四日には駐留地の新社殿に奉安、翌二十五日に鎮座祭典を挙行している<sup>70</sup>。このほか管見では、以下のような「管内神社」が、各地で「海外神社」として確認できる。

### 【南京・金陵神社】

昭和十六年（一九四一）六月初め、南京駐留第四代部隊長横田豊一郎大佐の発議により、「精神修養の象徴」として「金陵神社」を創建。営内歩兵隊側台上に位置を定めた。神殿は南京神社を通じて造営。同年十月十七日、南京神社から神鏡を分与、神官を招き奉遷落慶式を挙行した。

祭神は天照皇大神。以後、終戦に至る間、「部隊の精神的拠り所として、心の支え」となったという。毎年、部隊創立記念日には奉納試合を行い、士気を高揚。戦後二十年八月十八日、敗戦にともない決別式を挙行。祭神は「奉焼」された<sup>71</sup>。

### 【蘇州・弥栄神社】

野砲兵第二十三連隊の初代連隊長辻演武大佐は、「敬神の念のすこぶる厚い人<sup>72</sup>」であったとされ、蘇州の兵営の一隅に「弥栄神社」なる神社を創設し、「皇国の弥栄と連隊将兵の武運長久」を祈願した。この「伝統」は、二代目連隊長中西貞喜大佐、三代目連隊長森軍司大佐へと引き継がれた。また、各分屯大隊においても、その所在地である南通、無錫の兵営の一隅にそれぞれ社を創建し、弥栄神社の「分霊」を祀った。蘇州の弥栄神社は、連隊の徐州移駐に伴い徐州の新兵営に遷座、また無錫の弥栄神社も大隊の移駐に伴い、常州さらに海州にと遷座し、ともに長く「全将兵の守護神」として尊崇されたという。

以後、連隊の作戦出勤にあたっては、弥栄神社の「御神体」を奉じて出勤していたが、「御神霊の御加護による」ものか、連隊の損害は極めて少なく、「霊験あらたかなもの」があったという。なお、神社の「御神体」は、当時将兵の持参していたお守りを集めてお祀りしたという説、あるいは、姫路出発の際すでに弥栄神社の御神体を奉じて出征の途についてとの説がある。ただし、その弥栄神社がどこの神社であったかについては、定かではない<sup>73</sup>。

### 【ナコンナヨーク・高千穂神社】

歩兵第八十六連隊の平田連隊長は、「敬神の厚い<sup>74</sup>」人物で、部隊がナコンナヨークに集結し、兵舎の建設がはじまると、「春日山」の麓に神社を作らせた。鳥居も造らせ参道に玉石を並べて立派な神社をつくり、「高千穂神社」と名づけた。各隊は交代で神社参拝を行っていた<sup>75</sup>。

このように、多くの管内神社が海外神社として建立されたことは、注目しておく必要がある。このことは、終戦時の部隊解散・祭神処分の問題、ひいては戦後の「記憶」の問題とも密接に結びつくものといえよう。以上の概略をふまえ、次節以降では、管内神社の性格、地域でのあり方、軍隊内での位置づけ、さらに、地域における神社信仰との関係を、主に「軍都」金沢の事例を中心に検証したい。

### 3、「軍都」金沢の管内神社

#### (1)第七連隊と歩七忠魂社

陸軍第九師団の駐留した「軍都」金沢では、いくつかの管内神社が確認されている。まず、第九師団司令部・歩兵第七連隊兵営等が置かれた旧金沢城内には、第七連隊の管内神社「歩七忠魂社」が建立された。この神社に関しては、設立の経緯や祭式の実態が、従来いまひとつ掴みきれなかったのだが、近年いくつかの史料が発掘され、その事情がかなり明らかになった。

まず、靖國神社の借行文庫（旧借行社所蔵の図書・文書、靖國神社文書の一部を保管）に所蔵される「庶務書類」のなかに、「歩七忠魂社」に関する一連の文書が確認された。<sup>(74)</sup>これによれば、祭神は、「所在地金澤市歩兵第七聯隊」の「大神宮内」に、「昭和四年十一月十六日（靈璽祓式年月日）」、「配祠」されたものである。靈璽は「鏡」、主な願人氏名は「歩兵第七聯隊」とされる（昭和九年 庶務書類 靖國神社社務所）。また、ここに至る経緯が「昭和四年同五年 庶務書類 靖國神社社務所」に詳しく綴られている。

これは前後八回に及ぶ歩兵第七連隊と靖國神社との往復文書で、まず、昭和四年（一九三九）十月三日付の「靖庶第一六〇號 御神体下附アリタキ件願」により、歩兵第七連隊から靖國神社々務所あてに、「従

来ヨリ安置シアル大神宮」に併せ、第七連隊出身の「戦病死者並ニ平時勤務中公務ノ為殉職セルモノ、靈」を祭祀するため、毎年、秋季に一回例祭を実施すべく、「御靈代」を下附するよう依頼している。ちなみに、この段階で第一回の例祭は十一月二十一日に予定されていた（傍点引用者）。

その際、依頼文書の言では、歩兵第七連隊が戦死者等の霊を祭る理由を「敬神思想ノ涵養ニ努ムル為」と記している点に注目しておきたい。この背景について、坂井氏は、昭和四年が国民精神作興を掲げた「国民教化総動員運動」が展開した年であったことをあげている（本共同研究会の報告による）。

ところで、第七連隊の依頼に対し靖國神社々務所は、十月四日付「靖庶第一六〇號ノ二 靈代調製ニ関スル件」で、以下の五点の条件を加えてこの要請を了承した。その条件は、①「靈代及奉安スヘキ辛櫃」<sup>(ママ)</sup>ほかの代金支出（五十円）、②「祭神ノ官等位勲功爵氏名ノ連名簿」の提出、③平時勤務中の公務殉職者は「祭神ニアラサルガ故ニ」別の連名簿とすること、④鎮霊する「靈代」を第七連隊関係者に限ること、⑤「祓式執行希望日」と「来社者」の身分氏名等の通知、としている。同条件中③の「公務殉職者」の霊を祀ることの是非については、管内神社の性格をうかがう際の重要なポイントである。つまり、当初、連隊側は「戦病死死者」のみならず「公務殉職者」（事故死者など）をも祭祀の対象と考えていた。これに対し靖國神社側は、当然ながら、殉職者は靖國の祭神ではないとしたのである。管内神社の性格とその後の展開にかんがみ、興味深い判断といえる。ただ、この段階では、別記連名簿（祭神名簿）を求めた上で、「殉難者」をも「御靈代」にあわせて鎮霊していることも、「靖國神社」「招魂社」と「管内神社」の関係を考える際の示唆的な事例といえよう。

いずれにせよ第七連隊では、十月十九日付「歩七乙第三六四號 祓式

執行希望年月日及奉戴ノ為参社人名ノ件通牒」で、陸軍歩兵少尉細谷研哉を、十一月十六日に差し向かわせることを靖國神社側に連絡している。ちなみに、同通牒から、祭神を納める「辛櫃<sup>(ママ)</sup>」の寸法が、幅一尺二寸五分、高さ一尺四寸、奥行六寸であったことも確認される。

ついで、十月二十三日付「靖庶第一六〇號ノ三 祓式執行ニ関スル件回答」では、靖國神社社務所より、①「祭神連名簿」を至急提出すること(名簿はそのまま「靈璽」となるものだから、「戦病死ノ年月日官等位勲功爵氏名」の記入が必要)、②「辛櫃ノ調製費」のなかに「祓式執行諸費」を含むことを告げている(「靈璽簿」は連隊から提示された連名簿「祭神名簿をもとに作成され、「祓式」により「御靈代」||「靈璽」となる。これを「修祓魂招式」と称した)。こうして「靈璽」と「辛櫃」に奉安された「鏡||靈代」が、宮内神社に併せて祀られることになるのである(ただし、靖國神社ではこの一連の過程を「鎮靈された御靈代の下付」と位置づけ、「分靈」の授与ではないとしているが、前掲の各部隊史を参照すると、一般には「分靈」と捉えられていたようである。ちなみに、のちに詳述する金沢の「輜勲神社」でも、同様の祭神(連名簿及び鏡)を奉安していることを、同社の氏子総代より示唆された。

なお、同二十三日付の「靖庶第一六〇號ノ四 祓式執行ニ関スル件照会」によれば、その段階では「貴回答ニ接セス」として、名簿等の提出を急ぎ求めていることがわかる。これに対して、十一月七日付「歩七乙第三七二號 祓式執行ニ関スル件回答」では、「承知セシモ当時秋季演習ノ為出張中ニテ」遅れた次第を返答。その了解を乞い、連名簿の至急送付と未調査のものについての追送付を願っている。その際、「連名簿」||「靈代」の様式、用紙、内容項目を問うているから、その様式は必ずしも一般的でなかったことがうかがえよう。この件に関して神社側は、十一月九日付「靖庶第一六〇號ノ六 歩兵第七聯隊祓式執行ニ関スル件通牒」で、「祭神連名簿」は「貴隊ニ於テ祭祀ノ為調製ノモノ」を持参

すれば、あえて「提出ニ不及」としている。ちなみに、十一月九日の「歩七乙第三七五號 戦(病)死者連名簿送付ノ件通牒」によれば、戦役別の各祭神数は、以下の通りであった。

戦役	階級					計
	将校	准士官	下士	上等兵	一、二等卒	
日清戦争			二		三	五
日露戦争	五二	一三	二六八	五五六	一〇〇四	一八九三
シベリヤ	二			六	一三	一三
公務基因					三	三
計	五四	一三	二七〇	五六二	一〇二三	一九二四

戦(病)死者人員表

なお、この人員表で理解が難しいのは、日清戦争での戦(病)死者数である。もちろん、この稀有の「大戦」の歩兵第七連隊の死者が合計五名ということはある(『石川県将士の記録』では戦没者一一五名)。日露戦争の数字がそれなりの近似値を示していることから、何らかの特殊な事情がうかがえよう。この点思い浮かぶのは、日清戦争動員時の七連隊の移動に際してしばしば語られる、敦賀までの行軍中の熱射病犠牲者(三名死亡)のことである<sup>(5)</sup>。とはいえ、その後の中国戦線での戦闘に際しても、さらに台湾征討時のマラリア等起因の戦病死死者数を考慮しても、五名という数字にはわかには信じがたい。しかし、いずれにせよこのようにして、「大神宮内の御靈璽」、おそらくのちの「歩七忠魂社」祭神の原形が、昭和四年十一月段階で祀られたものといえよう。

これよりのち、昭和九年には、上海事変に際しての戦死者を奉安するための靖國神社とのやりとりが、同じく「昭和九年 靖國神社庶務書類」に確認されるので付言しておきたい。ここでも同様に、「第一四號 上

海軍變戦死者御霊授受ノ件」「靖庶第二二號ノ二上海事變戦死者御霊授受ノ件回答」で、「先年授與致候御霊代辛櫃内ニ奉安ノ御霊簿中へ御書加ヘノ上合祀鎮祭相成可然」とされ、もし、「新ニ御霊簿ヲ調製祓式ヲ執行シ授與候様可致」に付いては、祓式執行希望期日などを連絡し、経費約十五円（御霊簿調製費及神饌費等共）が必要となることを回答している。

また、一月三十一日付「號外 上海事變戦死者御霊授受致度件照會」では、歩兵第七連隊から、「上海事變戦死者御霊祭」施行のため、靖國神社に合祀された「日支事變戦死者御霊ヲ受仕」り、「聯隊招魂社」に合祀する祭の指示を仰いでいる。この段階では、明らかに部隊内「招魂社」の認識を抱いていることがうかがえよう（傍点引用者）。

この「歩七忠魂社」に関しては、近年同社を撮影した写真資料が入手できた。これにより境内の規模・配置等を一応確認することができよう（写真1）。

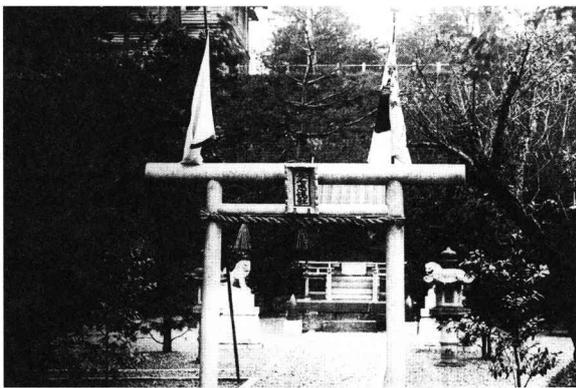


写真1 歩七忠魂社

これによれば、樹木と玉垣に囲まれたなかに、「歩七忠魂社」の扁額を掲げた鳥居を経て、灯籠、狛犬が左右に配されている。写真では鳥居に日章旗が掲げられており、何か記念日の光景とも思われる。中央に「祠」とでもいふべき小ぶりの社殿（本殿か拝殿）がみえ、その前には何れの戦役の戦利品であろうか、砲弾を転用した記念物が両脇に据えられている。

ところで、同社の管内での建立場所については、第七連隊の編纂刊行した「金沢城趾营造物配置要図」<sup>76)</sup>に、下士集会所・酒保の側の「大神宮」の位置が確認される（図版1）。しかし、戦後ではあるが、第九師団に所属した金田隆明氏からの聞き取りや金田氏作成の略地図によれば、石垣下の新丸の隅に位置していたようである（図版2）。

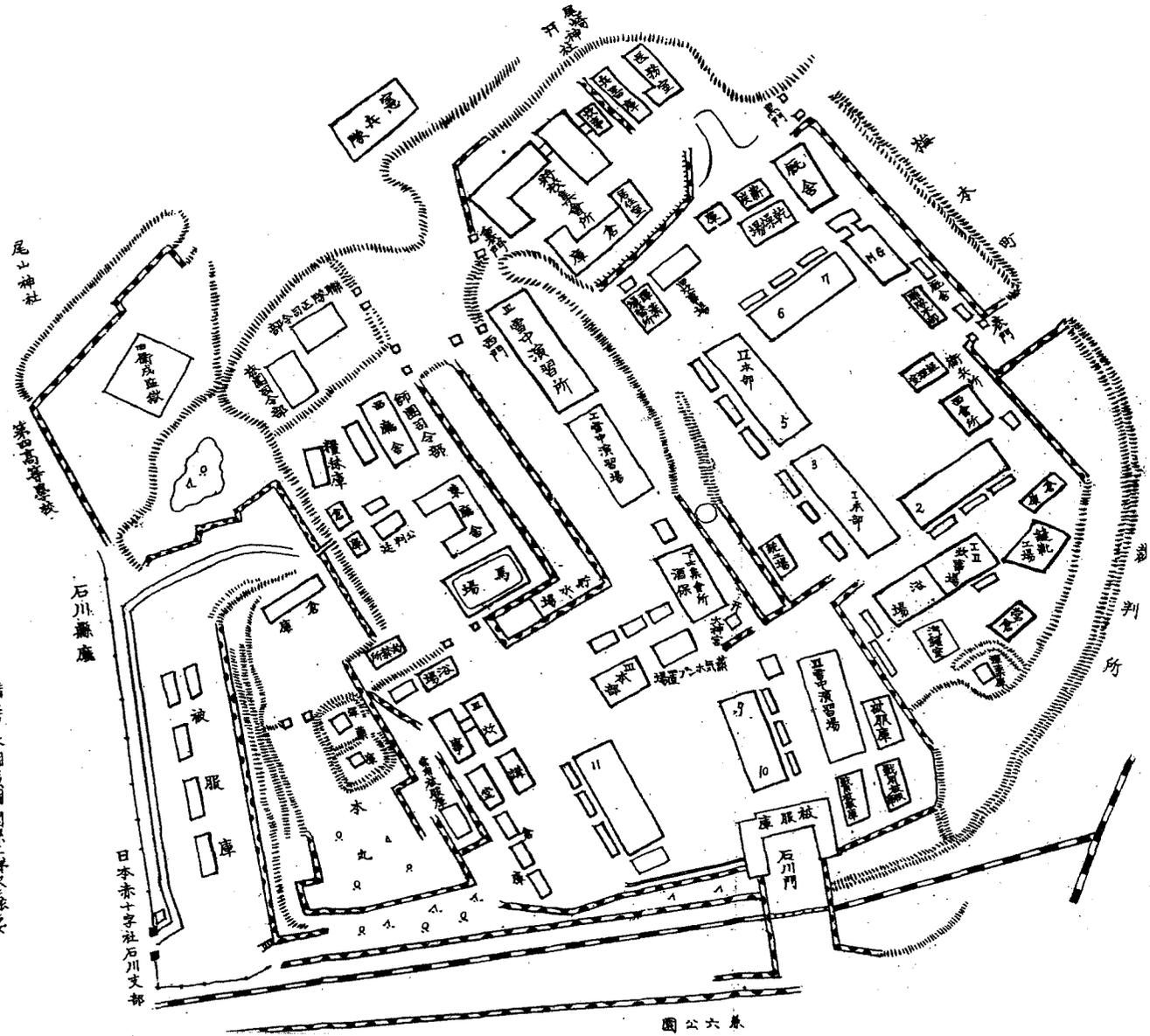
これを比較すると、さきの写真は、石垣の上に木造兵舎がみえることから、後者（新丸隅）の景観と察せられよう。石川護国神社の「元宮庭碑」の解説（後述）にも、「旧金沢城越後屋敷付近、元金沢大学グラウンド」<sup>77)</sup>とあるから、「配置要図」の「大神宮」の位置とは異なっている。だとすると、さきの「大神宮」が初発の時点での神殿（社祠）であると考えられ、場所は、旧城内三之丸隅の河北門付近ということになる。靖國神社庶務文書には、当初「大神宮内ニ配祠」とあることから、のちに移転したものと推察されよう。その場合、もとの「大神宮」がどのような性格の社祠であったのかも興味深い（いつ、どのような経緯で置かれたのか）。いずれにせよ、金沢においても「管内神社」が存在したことが確認されるとともに、その実態に関しては、さらなる検証が求められよう。

## （2）第九師団特科隊と管内神社

「軍都」金沢のもうひとつの歩兵連隊、すなわち第三十五連隊（第九師団創設時）の當地周辺にも「管内神社」は創建された。陸軍第九師団は、明治二十九年（一八九六）から三十一年にかけて、金沢の郊外野田往環周辺の広大な土地を、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵など、いくつかの連隊や大隊の駐留用地として占有した（図版3）。

これらの部隊には、やはり部隊内の「神社」が存在したのである。具体的には、工兵連隊には「功久神社」、騎兵連隊には「貴勲神社」、山砲連隊には「燦勲神社」、輜重兵連隊には「輜勲神社」が創建され、管内

# 圖要置配物造營趾城澤金



備考 本圖は原圖に關係上標尺を依り  
單ニ關係位置を示ス

圖1 歩兵第七連隊編「金沢城の沿革」附圖

圖六六

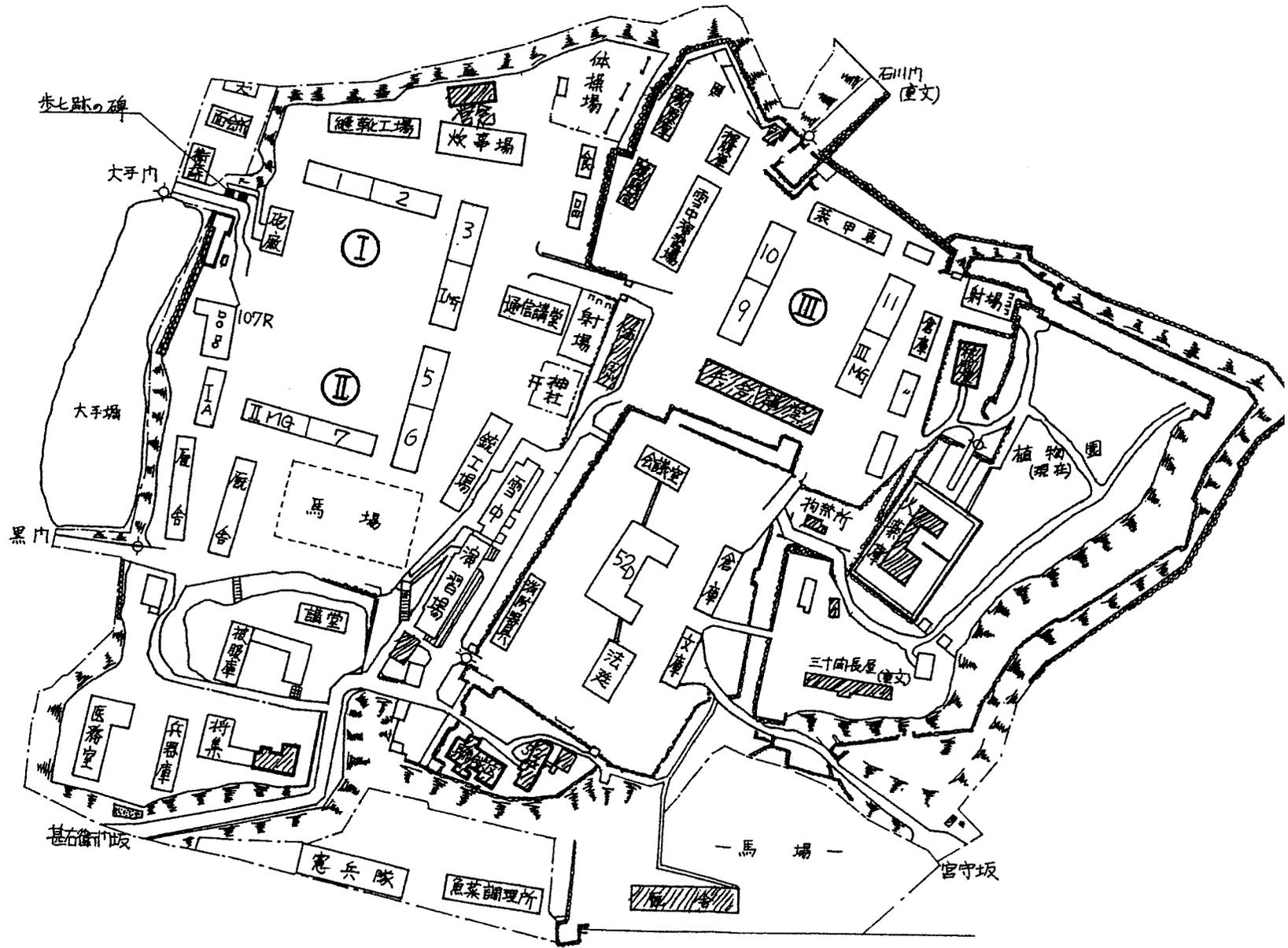


図2 金沢營所配置図(終戦前)

昭和59年6月(作成者:金田隆明氏)

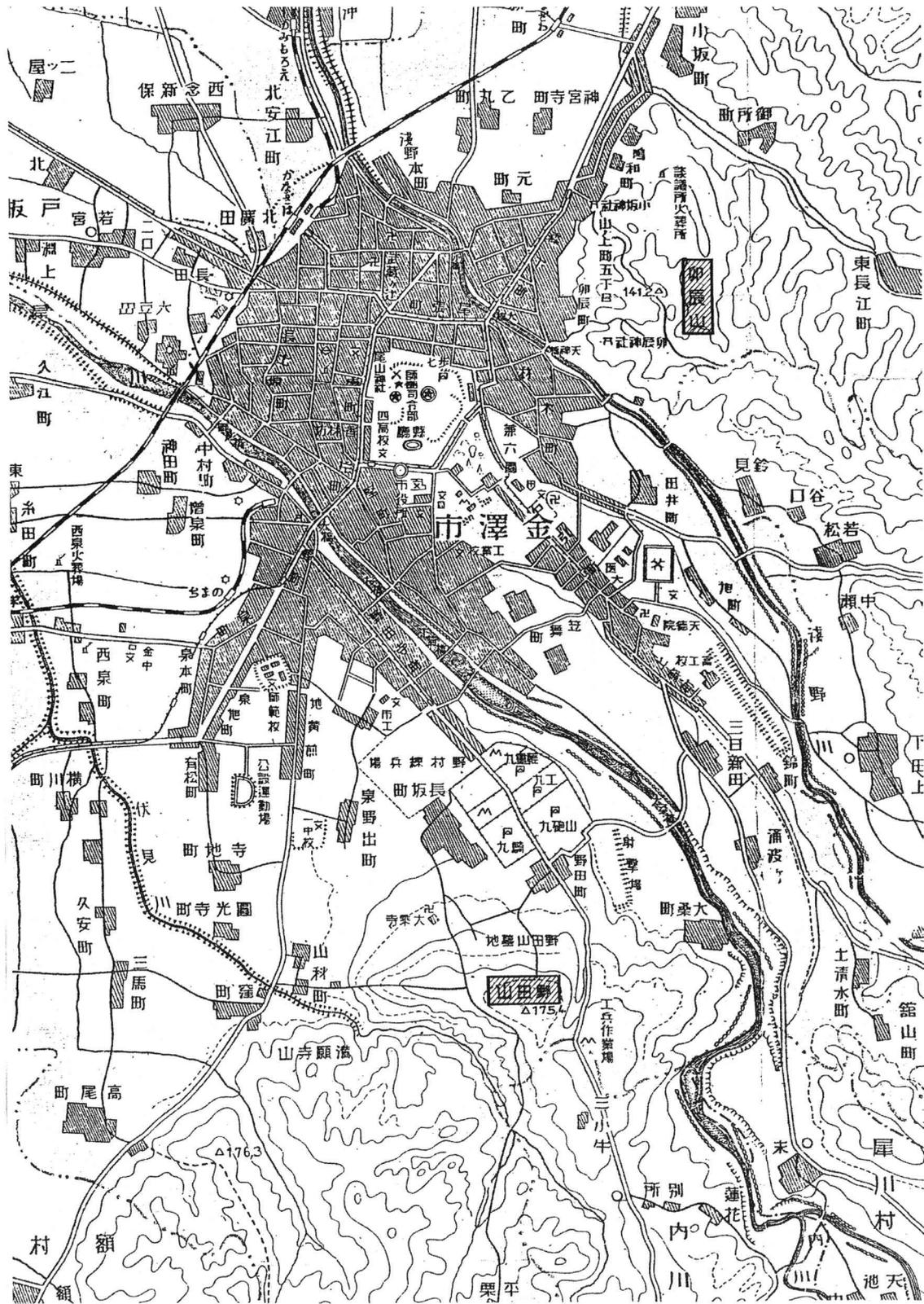


図3 城内・野村の軍営化と野田山・卯辰山(昭和12年金沢市街地図)

の尊崇対象とされた（歩兵第三十五連隊とその後継連隊に関しては、未詳）。

このうち輜勲神社は、昭和十年（一九三五）野村輜重兵連隊の部隊内に創建されている（写真2・3）。連隊史によれば、同十年十月十四日社殿を建立。「靖國神社の御神霊と同隊関係の神霊五九三柱」を鎮祭し、以後毎月十四日を全員参拜日に定めたという。<sup>(78)</sup>つまり同連隊の戦没者は、靖國神社に合祀されるとともに、同社に奉祭されることになったのである。これは、戦局の窮迫に備え、「将兵の士気鼓舞に資すべく」企画されたものであった。

戦後は、兵営の医務室跡（現、平和町二丁目）に移され、有志により祭祀が続けられている。敷地は一二六坪。幣殿、拝殿、神饌所、社務所など四棟の建坪は二四坪であった。「営内神社」としては、かなりの規模のものであったと思われる。以下、この輜勲神社について、詳しく紹介してみよう。というのも、この「営内神社」に関しては、戦後、いく



写真2 輜勲神社（現平和神社、野村）



写真3 輜勲神社の石碑

つかの記録が残されているので、その設立や遷移の経緯を比較的详细に確認することが出来るのである。

まず、平和神社文書（同社氏子総代会の所管する一連の書類。以下、こう記す）の「平和神社創建の由来―輜勲神社創建から廃絶にいたる経緯及び再合祀に至るまで―」によれば、「当社創建の淵源は、実に今を距たる三十余年前の輜重兵第九大隊の営内神社創建がその濫觴をなすものという。現平和町の一角を兵営としていた輜重兵第九大隊では、「当時戦局の急迫に備え営内神社を創建し、もって将兵の士気鼓舞に資すべく企画」。以下、先述のように、「将兵の奉納浄財と酒保の益金の一部を割いて準士官、下士官集会所前の地をとし、社殿を建立。以後この日を全隊員の参拜日と定めた」という。ここで少し注目してほしいのは、同社の建設費用が、「将兵の奉納浄財と酒保の益金の一部を割いて」まかなわれていることである。後に検討するように、「営内神社」は、制度的には内務省管轄の「神社」でも、陸軍省ほか管轄の「招魂社」でもない。なので、本来、その建設費用は公金から支出することができないものと思われる。いきおい、既存の在来信仰の社祠（八幡社など）を転用するか、建設費用等を寄付金・献納でまかなうことになる。これが、直接、部隊の自発性をさすものとはいちがいに判断できないものの、官祭招魂社などと比べ、その性格を規定するひとつの要件となる。

さて、この後、部隊は日中戦線に出勤。大陸の作戦に従事して昭和十四年帰還したが、連隊に昇格後隊員の増加もあり、社殿が全隊員の参拜には「境内狭少」にすぎるとして、営庭面会所前で遷宮工事に着手、同年十二月十三日完工

した。その際、盛大な遷座祭が執行されたという。ちなみに、ここが後の「平和神社」創建の場所である。この間、昭和十四年十月二日には、「支那事変陣歿者」ら四二五柱を合祀。さらに、年代不明ながら、第三回として六二柱（『輻重隊史』の記述では六一柱）を合祀している。なお、「平和神社略記」（同じく平和神社文書）にも同様の記述の概略がある。

### （3）満州駐留と輻勲神社

ところで、昭和十五年（一九四〇）七月十日、軍備改編が行われ、同年九月二十七日、第九師団は満州移駐を命ぜられた。十月一日には、輻重兵第九連隊にも満洲移駐が下命され、同月十五日、部隊は輻勲神社の祭神を捧持、屯営地を出発。七尾港、羅津港を経由して、満州国牡丹江省樺林に移駐を完了した。なお、同連隊が移駐した後には、第五十二師団の輻重兵第五十二連隊が創設された。

その後、第九連隊は、さらに戦況の激化にともない沖縄、台湾へと転進する。その際、第九師団の満州移駐後は、後統の東部第五十五部隊により金沢の「社殿」も継承奉斎が続けられ、二十年の終戦を迎えるまで変ることがなかった。一方、「満州国に遷座された輻勲神社のその後」（平和神社文書）によれば、この間、同社の祭神は以下の経緯をたどる。満州に進駐した輻重兵第九連隊と共に捧持された輻勲神社の祭神は、一時連隊長室に鎮座されていたが、十六年八月四日、営庭に輻勲神社の造営がなるとともに、鎮座祭を執行。同時に二十二柱を合祀、祭神は総体一一〇二柱となった。さらに、翌十七年十一月九日樺林西兵営の開放に伴い、輻勲神社を東兵営に造営、凜座を行う。同時にそれまでの連隊全員参拝日が、十四日から九日へと改められた。同日第五回合祀祭が執行され、十八柱を合祀している。

昭和十九年七月、太平洋方面における戦況の激化に伴い、第九師団に沖縄移駐が下命された。八月には神霊を捧持したまま沖縄に上陸、防衛

の任に当るが、同年十二月再度台湾転進の命を受け、輻勲神社祭神とともに、部隊は同月二十八日沖縄を発進、同三十日台湾基隆上陸を経て新竹に移駐。二十年八月、新竹郡関西街に神殿が完成。三十、三十一の両日、凜座祭ならびに第六回の合祀二十柱を加えた。この結果、全祭神（部隊創設から部隊解散までの戦没者総数）は一一三八柱となった。二十一年一月四日、部隊の内地帰還に当り、御神体ならびに宝物の捧持が不可能な状況となったので、（新竹の）関西街東側高地頂上において御神体を焼却し奉ったという。

一方、内地では、終戦と同時に、解散された隣接の貴勲神社、燦勲神社、功久神社が、輻勲神社に合祀された。昭和二十四年には、天照皇大神の分神を「主祭神」として迎え、社殿を残したまま「平和神社」と改名している。その際、一一三八柱の「御神体」（実態は、不明。靖國神社から下賜された鏡か）は台湾で焼却されたが、「御祭神名簿」は無事であり、昭和四十八年十月にこの原簿を「御神体」として、平和神社に合祀したのだという。

なお、野村における第九師団特科隊の管内神社に関して、輻勲神社以外は詳しい情報が残されていない。このうち「燦勲神社」に関しては、幸い「昭和九年 靖國神社庶務書類」に記録が確認された。これによれば祠號を「山勲神社」とし、所在地を「金澤市山砲兵第九聯隊」としている。霊璽は「鏡」、霊璽被式年月日は「昭和五年八月五日」で、

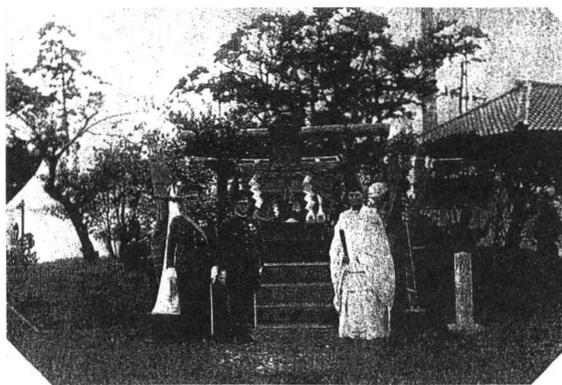


写真4 功久神社

主ナル願人は「山砲兵第九聯隊」ということであった。

また、功久神社については、松田衛編『工兵』（金沢工兵会刊、一九七五年）に、「創立記念祭当日の功久神社」と題された社頭の写真が残されている（写真4）。

この写真では、同神社は高さ二メートルほどの小さな祠で、「功久神社」の額を掲げた鳥居が据えられ、脇に「功久神社」銘の石碑が建っている。何かの記念写真か、社前には神主と将校二名が正装で立っている<sup>(29)</sup>。なお、「貴勲神社」に関しては、この程度の僅かな記録も現段階では確認されていない。

#### (4) 営内神社の祭神

以上のように、金沢には歩七忠魂社、功久神社、貴勲神社、燦勲神社、輜勲神社と、少なくとも数箇所「営内神社」が建設されたことになる。とすれば、これらの神社と金沢の招魂社・護国神社との関係はどうなるのかという問題が生じよう。歩七忠魂社に祀られているのは、単なる営内死亡者（例えば事故死者や病没死者）ではなく、部隊出身の戦没者であった（先述、靖国神社庶務書類）。とすれば営内神社の祭神は、いわゆる戦没「英霊」ということになる。だとすれば、卯辰山の招魂社に祀られることとの関係はどうなっていたのか、あるいは、昭和前期の段階で、石川県護国神社へ統合（合祀）される動きはなかったのか（この間の事情は、前掲註（2）拙稿「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」など参照）。

この点に関しては、金沢輜重兵連隊戦友会編『追憶 金沢輜重兵連隊（九連隊）』に掲載されている「輜勲神社祭神名簿」がひとつの参考になる。ここには、日露役（五五八柱）、日露役以後（五六九柱）のほかに、「平時勤務殉職者」として、一〇柱の祭神が加えられているのである。その内訳は、「庄川上流細島橋事故」（大久保万造、吉沢政二、細江徳吉、山

本来吉、黒田宇一郎、七島哲二、竹内顕義）、「病院にて」（櫻井信一、西本長七、中田丑右エ門）の一〇名であった。つまり、戦死者ではなく、平時の殉難者・事故死者・病死者なのである。この点に、「営内神社」が、「靖国神社」のいわば「分社」である招魂社や護国神社にない性格を内包しているものと思われる。

とはいえ、一般に、営内神社への関心の低さは、さきに指摘したとおりであるが、こうした営内神社と招魂社・護国神社との関係（祭神・合祀・管理等の実際）を説いた研究も、管見ではほとんどみあたらない。本節をむすぶにあたって、両者の存在と関係についての課題を提示し、「英霊」をめぐる「慰霊（招魂）空間」の議論の裾野の広さを指摘しておきたい。

#### 4、「軍都」豊橋の営内神社

##### (1) 歩兵第十八連隊と彌健神社

「軍都」としての地方都市のさまざまなあり方を確認するためにも、金沢のほかに、営内神社の痕跡の残る都市の事例を紹介して、比較検討の視点を確保しておきたい。

例えば、筆者が調査した事例では、第十五師団及び歩兵第十八連隊（のち百十八連隊）の駐留した「軍都」豊橋に、旧軍営地に設置された営内神社「彌健神社」が確認できた（写真5）。

第十五師団は、明治三十八年（一



写真5 彌健神社の石碑

九〇五)、日露戦争での臨時師団として編成され、のち常備師団化のうえ、誘致運動のあった豊橋に移駐したものである。その結果、郊外の渥美郡高師村に施設衛戍地が建設され、これよりさき明治十八年(一八八五)に豊橋市街(吉田城址、現豊橋公園)に設置されていた歩兵第十八連隊の存在とあいまって、周辺地区や豊橋の市街が発展、従来の蚕糸業に加えて「軍都」という特色を持つに至った。<sup>(80)</sup>

「彌健神社」は、旧城内に旧藩祖を祭った「豊城神社」の跡地に建てられたもので、現在は「三遠国防義会 昭和八年四月三日建之」銘の刻まれた鳥居と、昭和十二年四月に鳥居の前にこれを飾るかのように設けられた国旗掲揚塔(「国防婦人会田原町会」銘)が残されている。

さて、重ねて坂井久能氏のご教示によれば、同神社の創建についても「靖國神社庶務書類」に記載が残されていた。すなわち、まず「第二一五號 忠魂祠靈璽授與の件(靖庶第四六四號)」で、同神社の祠號は「歩兵第十八聯隊管内神社」、所在地は「歩兵第十八聯隊」、靈璽は「劍」、靈璽祓式年月日は「昭和八年三月三十日」とある。なお、主な願人の氏名は「歩兵第十八聯隊」であった。<sup>(81)</sup>これによると、昭和八年三月三十日に靖國神社から「劍」を御靈代として拝受し、靖國祭神を祀る神社として創建したことがわかる。

さらに「第三八號 歩兵第十八聯隊管内神社祭神調査ノ件(豊第二七一號)」は、「昭和九年二月二十六日付 管内神社祭神ノ調査員派遣ニ関スル件照會」において、昨八年三月三十日の段階で、部隊の管内神社に奉祀した「御靈代」に関して、祭神の柱数等を明確にするため、歩兵少佐小林俊一を派遣する件につき、支障なきか照会したものの(歩兵第十八連隊長の田村元一から、靖國神社宮司の加茂百樹あて)。これに対し、「靖庶第六三號ノ二(発行日付未詳) 管内神社祭神調査員派遣ニ関スル件」では、靖國神社は「支障無之」と回答している。<sup>(82)</sup>

## (2) 陸軍教導学校と豊秋津神社

一方、大正末期の宇垣軍縮により第十五師団は、高田・岡山・久留米の各師団とともに廃止され、師団司令部や各特科隊の駐留した高師の広大な軍事基地は、一部、陸軍教導学校(のち士官学校)に転用されたもののその存在を失った。その際、この豊橋教導学校のなかに、「校内神社 豊秋津神社」が置かれていた。このおりの陸軍教導学校設置場所は、豊橋、仙台、熊本の三ヶ所で、当初はいずれも歩兵科のみ。ちなみに、豊橋陸軍教導学校は、町畑町の旧第十五師団司令部と旧歩兵六十連隊の跡に設置された。

同神社に関しては、同校の同窓会(戦友会)史などに写真や略地図の記載があり、概要が知れる。これによれば、豊秋津神社は、学校表門を入ると正面に鎮座していたようで、現在は神社建物が撤去され、松の木立だけが残されている(現、愛知大学構内)。昭和二年九月一日の奉建。祭神は皇大神宮、橿原神宮、明治神宮の三宮とされる。<sup>(83)</sup>神社の沿革については、昭和七年八月、神社前右側に建てられた以下の「由緒沿革」に概略が記されている。

### 「由緒沿革」

- 一、本殿ハ皇大神宮明治神宮ノ両宮ヲ主神トシテ奉祀ス
- 一、昭和二年七月一日豊橋陸軍教導学校ヲ此ニ創設セララルルニ方リ、校長陸軍歩兵大佐武田秀一皇大神宮ニ、学生隊長陸軍歩兵中佐辻権作明治神宮ニ、参拜シテ御神符ヲ奉戴シ、九月一日之レカ奉祀祭ヲ行ヒ校内神社トシテ奉祀ス
- 一、昭和四年九月二十三日秋季皇靈祭りヲトシ、開校記念式典ヲ挙行シ爾今校内神社ヲ豊秋津神社ト崇ムルコトトセリ
- 抑々豊秋津トハ我国国号太古ノ美称ナリ、天照皇大神宮明治神宮ノ両威靈ヲ奉祀セル本社ハ実ニ豊秋津神社タルニ応ハシキモノナリ
- 一、昭和七年八月五日本校職員及卒業生ノ台湾霧社事件並ニ満州事変ニ

於テ戦病死セル者ニ対シ新ニ慰霊祭ヲ行ヒテ合祀ス、将来モ亦此等ノ  
戦病死者ヲ合祀スルコトトセリ

昭和七年八月

一部、同窓会史との間に祭神の異同があるが、神社の性格は、もとは「鎮守社」的なものながら、満州事変以降は戦病死者を合祀。いわば「招魂社」のような役割をも果たしたものと察せられる。幸いなことに、その後の日中戦争下の状況に関しては、防衛庁の旧陸軍文書のなかに、関係書類が確認されている。<sup>(84)</sup>

留三経営第一一四号

豊橋陸軍教導学校構内敷地ノ一部校内神社建設用敷地トシテ使用

ニ関スル件伺

昭和十三年三月六日 留守第三師団経理部長 廣田 明 印

陸軍大臣 杉山 元 殿

首題ノ件ニ関シ豊橋陸軍教導学校長ヨリ別紙写ノ通り申請アリタルニ付使用ヲ認可シ差支ナキヤ伺出ス

追テ神社建設ニ関シテハ所管長官モ同意ニシテ且ツ其ノ地区ハ教育訓練ニ支障ナキノミナラス将来共其ノ用途ヲ防ケサル地区ト認メラル、ニ付申添フ

大臣ヨリ留守第三師団経理部長へ指令案（陸普）

三月六日附留三経営第一一四号伺ノ通認可ス

陸普第四二四五号 昭和十三年七月十六日

すなわち、昭和十三年段階で、神社建設のための用地使用を留守第三師団経理部経由で許可されたことがわかる。以上のように、「軍都」豊橋でも「営内神社」は存在し、その部隊や都市の性格にそくした神社の

特色を有していた。今後とも、このような視点で、各地の部隊と「営内神社」の実態が検証されることを期待する。おそらく、そうした作業の積み重ねが、「靖国神社」を頂点とする「軍国的神社」の実態全体像を明らかにする契機となるものといえよう。

### ③ 営内神社の「記憶」と地域

#### 1、歩七忠魂社の記憶―石川護国神社の記念碑から

石川護国神社の境内、拝殿の前方隅に、他の荘厳な碑群と離れて、ひとつの小さな石碑が残されている。碑の表面には「至誠通神」と刻され、裏面の碑文ならびに、脇の説明板によれば、この碑は、旧歩兵第七連隊の「営庭跡（旧金沢城越後屋敷付近、元金沢大学グランド一带）の一隅に鎮座」されていたものとされる。経緯としては、「歩七忠魂社」の前に建てられていたものを、「昭和四十八年六月、歩七戦友会によって現在地に移築」したものである<sup>(85)</sup>（写真6・7）。つまり、さきに紹介した第七連隊営庭の「歩七忠魂社」の記念碑なのであった。しかも、「至誠通神の碑」の傍らの石碑（副碑か）には、戦死者十一名の名前も刻まれているのである。<sup>(86)</sup>

この十一名は、碑文によれば「第一中隊出身上海事変戦死者」とされ、県遺族会刊の『終戦五十周年記念誌「憶う」』の戦没者名簿で確認したところ、昭和七年の同事変における、歩兵第七連隊の戦死者たちと推定された。というのも、例えば、右碑に名前のある森下伊一は、同七年二月二十一日に戦死した、石川郡河内村の陸軍歩兵伍曹（戦死後軍曹）であり、また、大多尾直義は、同三月一日に戦死した江沼郡の歩兵伍長であった。第七連隊の戦史によれば、前者は上海呉淞上陸後、江湾鎮周辺での第一次総攻撃による戦闘、後者は江湾鎮クリークでの第三次総攻撃

による激戦の戦死者である。ちなみに、大多尾の死んだ三月一日には、連隊長の林大八大佐も悲壮な戦死を遂げている。<sup>(87)</sup>

ただ、よく分からないのは、第七連隊の『金城聯隊史』によれば、二月二十一日の戦死者は、第六中隊長小野茂春大尉以下四九名。三月一日も林連隊長以下四七名が戦死している。であれば、石碑に刻まれた第一中隊の十一名が、どうして特別に顕彰されているのか。また、なぜ他の大隊・中隊の記念碑が残されていないのか。この背景は今のところ確認できない。

とはいえ、以上により、この石碑は「戦没兵士慰霊」のために建立されたものであることが想定でき、その時点で、営内内の「管内神社」において、「慰霊祭」のようなものが催されたことも推察できる。ただし、この慰霊祭が厳密な意味での「招魂祭」であったのか、また、歩兵第七連隊の管内神社がいわゆる「招魂社」といえるのかは定かでない（前章参照）。

別稿で詳しく検証したように、金沢における招魂祭は、卯辰山の招魂社で創始されたのち、兼六公園の明治記念標前で行われたほか、城内の連隊営庭や出羽町練兵場内（兼六園をはさんで旧金沢城と隣接する）でも開催されている。<sup>(88)</sup> おそらく、連隊営庭での招魂祭がこの「管内神社」で行われた可能性は高い。となると逆に、出羽町練兵場内の招魂斎場はどのような施設であったのかも気になるところである。例えば、仮設斎場を設定する場合にしても、何を「依り代」にして執行されたのか。歩七忠魂社の祭神との関係からも、重ねて問題になるう。

ところで、石川護国神社の境内には、同じく旧金沢城内Ⅱ第九師団・第七連隊営内に建てられていた

いくつか記念碑が移設されている。例えば、「日露戦役凱旋記念月桂樹」と刻まれた円形の石碑、「愛馬之碑」<sup>(90)</sup>、「ハトの塚」<sup>(91)</sup>などで、これらは「歩七忠魂社」の神域をふくむ戦前の管内の記憶をわずかに伝えている。そういう意味では、戦後の石川護国神社は、「軍都」金沢の記憶装置としても機能しているものといえよう。

なお、「歩七忠魂社」の「記憶」「記録」という点では、編纂された部隊史も検証すべき対象といえよう。歩兵第七連隊では、最後の連隊長伊佐一男を監修者として、詳細な部隊史『金城連隊史』が編纂されている。しかし、同書には、当時の状況を憚ってか「歩七忠魂社」の記述は（写真等を含め）一切ない。同様に、第七連隊をはじめとする戦友会連合会の機関紙もかなりの種類が発刊されているが、忠魂社の記述は確認できなかった。戦後六十年を期して、護国神社を事務局とし、石川県遺族会連合会が編纂した浩瀚な戦没者慰霊誌『追憶』にも、石川県下各自治体に点在する忠魂碑や忠霊塔、陸軍墓地、護国神社の詳細な記述はある



写真6 至誠通神碑

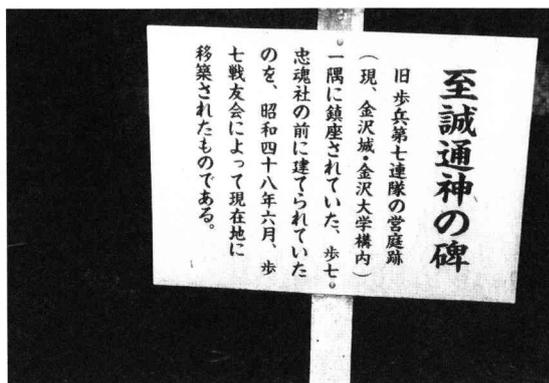


写真7 碑の解説文

が、歩七忠魂社や特科隊の管内神社そのものの記述はみあたらないのである。<sup>(92)</sup> 他地域の部隊史誌の編纂事情にもかんがみて、改めて、刊行物による戦争の「記憶」の問題を再考する必要があるように思われる。

## 2、輜勲神社の記憶―平和神社の戦後史

### (1) 終戦と輜勲神社

他方、野村の第九師団特科隊の管内神社に関しては、戦後、「輜勲神社」が「平和神社」として再建されたこともあり、比較的、戦前戦後の「記憶」を聞き取りや文献、記念碑等から検証することが可能である。以下、「輜勲神社」の戦後について検討してみよう。

さて、平和神社の氏子総代会が所蔵する書類の中に、「平和神社創建の由来 輜勲神社創建から廃絶にいたる経緯及び再合祀に到るまで」という文書がある（年代不詳、内容から昭和三十年代のものか）。これによれば、「金沢市平和町二丁目五番参号」の地（輜重兵第九連隊兵営医務室跡）に鎮座する「平和神社」は、「建造物四棟二十六坪を擁し、創建日浅き神社としては稀有の発展をみている」とされ、これは「一は地元世帯数の急激な増加と担当神官、町世話人らの熱心な協力による敬神観念の昂揚によるもの」であるという。このため、「この神社創建の由来を明らかにしておくことは、今日極めて重要なことと信ずる」としている。まさに、戦争の「記憶」を語ることの表明といえるのではないか。

さて、終戦と同時に、隣在する貴勲神社（騎兵隊）、燦勲神社（山砲隊）、功久神社（工兵隊）が解体され、これら神社の祭神が悉く輜勲神社に合祀された。この間戦後の政府は、終戦による外地引揚者と戦災被災者のため旧兵舎を開放したので、流入住民が激増。二十一年五月十七日、「平和町」の命名開町式が、「神社前広場において厳そかに」行われた。以来、輜勲神社は旧社名のままこの町の鎮守社・氏神とされ、春秋の例大祭が

執行されて来たのである。

その後、二十四年（占領下）の暮、新たに天照皇大神宮の「御分神」を主奉斎神として迎え、同時に社名を「平和神社」と改称した。さらに、明治三十年以前（すなわち、平和町一帯が軍用地に買上げられるまで）、この土地の守護神であった「稲荷大明神」が寺町の闕野神社に遷座されていたので、これを輜勲神社に奉遷。さらに、同二十九年末、都市計画により平和神社境内は平和町公園および都市計画道路に跨がることとなり、神社移転のやむなきに至ったので、現在地に移転することとし、北陸財務局に敷地払い下げを申請。三十年十二月二十四日には認可され、同二十九日新社殿に遷宮されたのである（写真8）。

### (2) 輜勲神社の戦後

ところで、この「輜勲神社」→「平和神社」については、戦後は平和町の住民有志により祭祀が続けられて来た。さきにふれたように、平和町の命名開町式もこの輜勲神社前で行われ、以来、町の「氏神」（鎮守社）として親しまれて来た。その間の事情を、「満洲国に遷座された輜勲神社のその後」（昭和四十八年十月十四日付、輜重兵会作成）から確認しておく。

これによれば、外地において「御神体」と共に捧持していた「祭神名簿」は、当時連隊副官であった岩崎鉄蔵（当時、彦根市在住）が捧持し



写真8 平和神社

て内地に引揚げたのち、昭和四十五年十一月、輻重兵会世話人宮前和夫（当時、石川県野々市町在住）に移管された。その後、四十八年には、「金沢輻重隊史」の編纂計画が起り（記述としての「記憶」）、同史の中に輻重神社に関する一切の記録を記載することとなった。これと機を一にして「祭神名簿」すなわち「旧軍輻重兵第九聯隊輻重神社祭神名簿原簿」を「御神体」として、「ゆかりの」平和神社に再び合祀されることとなったのである。

その合祀祭式は、昭和四十八年十月十四日午後六時半、「輻重兵会員、又各兵科戦友会代表、遺族代表、さらに平和神社役員、氏子多数参列のもと護国神社神職の奉仕」により、「仮殿に於ける降神の儀に始まり、浄暗の中を御神体は静々と平和神社御本殿に遷御され、めでたく御鎮座された」（昭和十五年の輻重兵第九連隊満州移駐より三十三年後にあたるといふ）。その際の尽力者として、故荒木又太郎、新矢小一郎ほか、平和神社役員氏子一同があげられ、宮下与吉が柳笹一組を奉納している。

### （3）平和町の誕生

輻重神社の特異な点は、戦前は、いわば「国家神道」の表象として、「管内神社」の役割を果たしたにもかかわらず、戦後その姿を「平和神社」と変え、「民主的平和国家」の表象たる地域共同体の精神的支柱としての役割を引き継いできたことであろう。多くの管内神社が解体され、その「記憶」を喪失させているなかで、同神社の戦前・戦後のあり方は、きわめて興味深い。この背景には、「平和町」の名が示すごとく、「軍都」金沢とその戦後における、この地区の特異な歴史がある。以下、この点につき検証しておきたい。

もともと、この地域は、金沢近郊の郡部（石川郡野村）の原野であったものが、明治三十一年の師団設置に伴い、第九師団特科隊の「門前町」として商店街が出来上がった地域である。「野村兵営附近」は、俄か

に商店が殖えて今では両側に軒を並べて、片町へんの商店にも劣らぬ堂々たる陶器店や雑貨店があり、其間に軍人目当ての飲食店が十数軒も出来て今では立派な商店街となり、将来更に飲食店や除隊記念品を商なふ家がさかんに建築され」という特殊なエリアであった。<sup>(93)</sup>

しかし、戦後、一転「平和町」として、復員引き揚げ住民の居住地、さらに保安隊↓自衛隊の駐屯地となった。この間の事情は、昭和天皇地方巡幸の際のつぎの「昭和二十二年十月 平和町住宅行幸奏上書」によく示されている。<sup>(94)</sup>

「当住宅施設は同胞援護会石川県支部が石川県の委託により海外引揚者、戦災者、遺族、復員者、その他生活困窮者等で住宅を得るに困難しているものを收容致しておるものでありまして、元陸軍の兵営を借受、改造を加えて平和住宅と名付け、昨年四月より経営を開始致しました。（略）現在の居住者は海外引揚者五八五世帯、戦災者一五七世帯、遺族、復員者其他四三世帯。総計七八五世帯で此の人口三、〇四一人であります。此の外目下工事中の建物が完成致しますと約一千世帯の居住が可能となり人口四千余の一つの町が形成せられる予定です。（略）尚住宅施設の附帯事業と致しまして居住者の授産を目的とした鉄工、木工、藁工等の作業所が設けられ、更に福利施設として診療所、保育所、浴場、散髪所を経営し又日用品の販売所も設けられて、居住者の公益的施設として利用せられて居ります。（略）居住者の生活状況を覗きますと、その中七三世帯は生活保護法の適用を受けておりますが、残は夫々生業に従事し、ほゞ生活の安定を得ておるようで御座います。此の外当事務所と致しまして、生活相談、教化指導、慰安娯楽等に住民の福祉増進について微力を尽しつゝ、あります。まさに、文字どおりの「平和町」として、戦後のスタートを切った地域なのである。

(4) 平和神社規則と神社行政

さて、こうして再編・建立された「平和神社」に関しては、現用の「平和神社規則」がその性格を規定してきた。平和神社文書のなかには、昭和四十年代末に「同規則」を制定したおりの草稿も残されている。この制定経緯からは、戦後、この神社がおかれた微妙な立場が透けて見えてくる。すなわち、同規則の修正前の雛型は、当時の神社本庁が示したもので、これを住民が氏子総代会で検討修正して、現規則を制定しているのである。

以下、規則条文と修正箇所を示し、検証してみよう。なお、この規約全文は、かなり紙幅を要するので、便宜上、註に掲載した（修正による削除部分は下線、加筆部分は「」括弧書き。ただし、旧仮名遣いは、新仮名遣いに直した<sup>(95)</sup>）。

一読してわかるように、この「平和神社」は、「天照皇大神宮」を奉斎しているにもかかわらず、神社本庁に属していない。同庁の「支持」を受けず、つまり同庁が規定する意味での「神社」ではないのである。この点は、条文では以下の部分の要件加除で確認できる（下線が削除部分）。

第四条 本神社を包括する宗教団体は、宗教法人「神社本庁」とする。

第十三条 責任役員又はその代務者の進退は、神社本庁統理（以下「統理」という。）に報告しなければならない。

第二十四【十九】条 本神社が左に掲げる行為をしようとする時は、役員会の議決を経て、役員が連署の上統理【総代会】の承認を受け、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手続をしなければならない。

第三十四【二十九】条 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び神社本庁の庁規に従い（略）他の目的に使用してはな

らない。

第三十五【三十一】条 本神社が左に掲げる行為をしようとするときは、役員会の議決を経て、役員が連署の上統理【総代会】の承認を受け、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手続をしなければならない（略）。

第三十六条 本神社は、神社本庁の神社明細帳に登録を受けなければならない。明細帳に登録を受けた事項に変更を生じたときも、また同様とする。

第三十八 本神社は、神社本庁並びに神社庁及びその支部に対し協力しなければならない。

第三十九【三十二】条 本神社に関する事項で、規則に定がないものについては、神社本庁の庁規で【総代会の同意を得て代表役員がこれを】定めるところによる。

規則の適用及び神社の運営について疑義を生じたときは、神社本庁の支持を経て処理する。

このため、宮司も宮司代務者も置かれず、（兼務社でもない）、運営は全て「氏子総代会」（役員会）が中心となって行われてきた。条文では、以下の加除部分で規定されている。

第九【八】条 代表役員は、本神社の宮司を持って充てる【責任役員との互選によって決める。】

第二十条 宮司及び宮司代務者の進退は、代表役員以外の責任役員具の具申により統理が行う。但し、統理が必要と認めるときは、代表役員以外の責任役員の同意を得て進退を行うことができる。（略）

第二十一条 宮司又は宮司代務者が欠けた場合には、責任役員は、欄宜以下の進退は、宮司の具申により統理が行う。

三十日以内に後任者を統理に具申しなければならぬ。

第三十七【三十一】条 本神社を崇敬し、神社の維持について義務を負う者を本神社の氏子又は崇敬者といひ、氏子又は崇敬者名簿に登録する【金沢市平和町連合協議会に加盟する睦町会、暁町会、大通り町会、平和町会、清明町会、新和町会の六町会の町民をもって構成する】。

この背景には、「宮内神社」という明らかな「軍国神社」を、実態として存続するための政治的な配慮があったものと思われる。この点について検証してみよう。

### (5)「軍国神社」の戦後と宮内神社

#### 【占領下の宗教政策】

戦後、連合国軍総司令部（GHQ）によって実施された対日占領政策は、その初期においては軍国主義・超国家主義を打破する方針がとられた。このため軍隊・軍需生産・特高警察・財閥の解体、農地改革、公職追放などが実施され、これに加えて「国教分離」政策が推し進められた。その際、同政策の基本方針とされたのは、昭和二十年（一九四五）十二月の「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、いわゆる「神道指令（国家と神道の分離指令）」である。以後、同年十二月に制定された「宗教法人令」、翌年二月の同令改正により、他の神社とともに靖国神社その他も「宗教法人令ニ依ル法人ト看做ス」こととなった。これにより、六十余年にわたる神社の国家管理はその歴史を閉じたのである。

ところで問題は、この場合の靖国神社・護国神社・招魂社の扱いであった。というのも昭和二十一年十一月、GHQは「宗教団体に使用中の国有地処分に関する件」なる指令を発し、これによって各神社の現用境内地

の取得を保証したものの、「軍国的神社 (military shrine)」にはこの規定が「適用されない」という付帯条件(第三項F号)をつけたのである。その理由は、いうまでもなく「軍国的神社(靖国神社、護国神社、招魂社)は、戦没した兵士の神格化を通して、軍事的理想 (military ideal) に栄光を与えるために創建された」ものであるから(その存在を保証し得ない)、というものであった(写真9)。

こうした指令にみられるGHQの強硬姿勢に危機感をいだいた神社側は、同年十一月二十八・二十九両日、神社本庁において指定護国神社の官司会を開催、その自主的対応策「護国神社改正要項」を決定したのである。詳細は省くが、この改革内容は、まさしく七年前に発足した護国神社制度を、ほぼ解体する厳しいものであった(97)。おそらく、内務省の管轄も受けたいた護国神社にもまして、軍隊のまさに営庭に存在した「宮内神社」、さらにその外地における「海外宮内神社」が、その存在を保証されなかったことは、当然のことであつたらう。

#### 【石川護国神社の戦後と県神社庁の設立】

以上のような中央の占領政策の変遷をうけて、石川県下ではどのような経過を示したであろうか。ごく素描的にたどってみよう(98)。昭和二十一年(一九四六)十一月八日、軍国主義の一掃と政教分離を図るため、県当局は各市町村長に対して、地方公共団体が公葬や慰霊祭などの宗教的儀

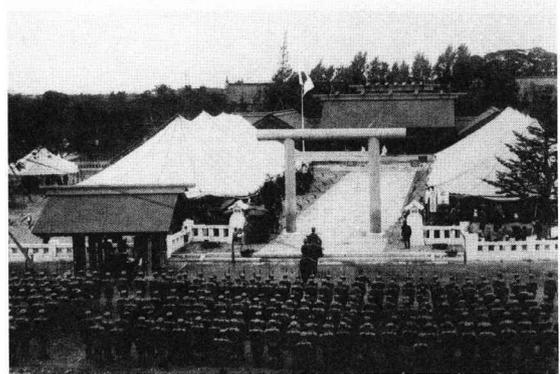


写真9 石川護国神社(昭和前期)

礼を行うことを一切禁止し、さらに遺族の私的なものを除いて忠霊塔や銅像などを取り壊すことを指令した。<sup>(99)</sup>

こうしたなかで石川護国神社は、社名を「石川神社」と改称する。昭和二十一年十一月の「護国神社改正要項」中、「護国神社ノ名称及社名ニ都道府県又ハ護国ノ文字ヲ冠スルコトハ之ヲ避ケル」という条項によるものであった。ただし、これらの名称は占領解除後旧に復し、「石川神社」も昭和二十七年再び社名を「石川護国神社」として、現在に至っている(写真10)。

一方、連合軍司令部からの神道指令で国家神道の解体が押しすすめられると、神社神道界ではこれに即応して神祇関係の民間三団体(大日本神祇会・皇典研究所・神宮奉斎会)を中心としてその対策が講ぜられ、神祇院廃止の翌日、昭和二十一年二月三日、神社本庁の設立をみることにとなった。神社本庁は伊勢神宮を本宗と仰ぎ、全国八万の神社を包括する宗教団体で、「神祇の恩徳を奉戴し、神社神道を宣布し、道義を作興して人類永遠の福祉に寄与すること」を目的とするもので、「全神社包括の最高機関」とされた。

この神社本庁の設立に伴い、全国各都道府県にはその地方機関といえる神社庁が設けられ、諸業務を行うこととなった。石川県下では、二十一年二月三日、金沢市出羽町一番丁一の偕行社内には石川県神社庁が設けられ、県下の「全神社」の事務を取り扱うこととなる。県神社庁の初代庁



写真10 石川護国神社(現在)

長に紀俊嗣(白山比咩神社宮司)、副庁長に太田真一(石川護国神社宮司)が就任した。なお、二十一年八月に、県神社庁は石川護国神社に移転、二十三年には尾山神社内に移転した。ちなみに、金沢市の石川県神社庁金沢支部の結成を皮切りに、江沼、小能(小松市、能美郡)、石川、河北、羽咋、七鹿(七尾市、鹿島郡)、鳳至、珠洲の九支部の設置をみている(園部前掲書参照)。以上のような占領下の状況が、「輻勳神社」の存続と「平和神社」の創建(再編)に、決定的な影響を与えたことはいうまでもない。

### 3、管内神社・平和神社の「記憶」

では、「平和町」の地域住民が、「輻勳神社」「平和神社」にどのように関わってきたのか、さらに、どのようなスタンスで「記憶」を継承しようとしているのかについてみてみたい。幸い現在の「平和神社」の運営の中心を担っている、氏子総代会会長の城田宏氏から貴重な証言をうかがうことができた(写真11)。この内容もかなり紙幅を要するので、便宜上、註に掲載した。<sup>(100)</sup>以下、城田氏の話の中で、これまでの論旨から注目すべき部分をいくつか指摘しておきたい。

#### 【平和神社と神社本庁】

「平和神社規約」の修正過程からもわかるように、当初、「軍国的神社」と目された輻勳神社は、当然、解散・廃止の状況にあった。しかし、実



写真11 城田宏氏(平和神社々殿脇にて)



写真12 平和神社の祭壇2

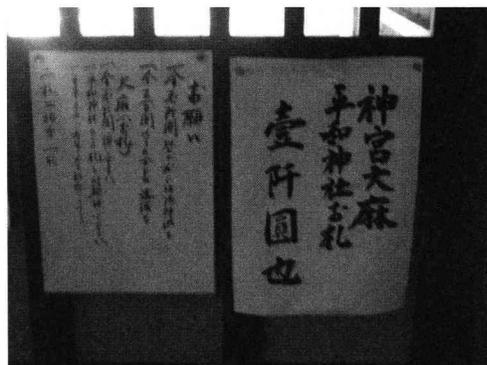


写真13 神宮大麻の張り紙

際は、社殿を残したまま名称を「平和神社」と改称することで存続、その際、一般の鎮守社のような形をとるために、伊勢神宮の皇大神宮を祭神とした(写真12・13)。加えて、一般的な神社の範疇にすら加わることを憚ったか、神社本庁(当時)には加盟しなかったものである。聞き取りでは、

聞き手：なるほど。平和神社になる段階で、本来は神社庁に入るはずだったんだけど、軍隊の神社だったこともあって、たぶん、GHQの神社指令(神道指令)なんかで、差支えがあつて。ひっかかつて。

城田：そうだと、思いますけど。

聞き手：そうすると、ここは、単独の宗教法人ということよ。

城田：はい。そう単独の宗教法人になってますよ。登記はしてありますよ。

聞き手：本当に、一個だけの。特に一定の教派でもなしに。

城田：ええ。なし。

聞き手：祭神は天照(皇大神)だから。

城田：ええ。皇大神宮。お札はねえ。皇大神宮の大麻。

その後、「御祭神名簿」Ⅱ英霊Ⅱ戦死者名簿を祭神に加え、その性格を変えたのは、さきにもたとおりである(ただし、昭和四十九年施行の「規則」第三条でも、奉斎する「祭神」は、「天照皇大神宮及び稲荷大明神」とのみ規定している)。

しかし、この間の経緯は、主に輜重会(戦友会)Ⅱ旧軍関係者の手によって行われたようで、城田氏のあざかり知らぬ時代のことであった。ただし、この件について氏は、占領下のやむをえない措置と理解しているようである。

#### 【關野神社・松尾神社との関係】

聞き取りで興味深いのは、本来、戦前から輜勲神社と関係が深く、それ以前の稲荷大明神の合祀を行っていた關野神社は、戦後、「平和神社」との関係が断ち、宮司の派遣、神社の運営の助言などは、実は、同じく金沢市内の松尾神社が行っている点である。これは、城田氏によれば、終戦時の稲荷社合祀以後、当時の関係者が懇意にしていた松尾神社の先代宮司との関係が深くなったからという。

聞き手：ということは、關野神社とこの(平和)神社との関係と、松尾神社とこの神社との関係は、どうなっているんですか。

城田：松尾神社とうち(平和神社)の関係は、松尾神社さんの先代との関係で、創建のときお世話いただいたいて、そのときからのずーと関係。今は息子さんがお参りに来ていただいているんです。

聞き手：そうですか。整理すると、關野神社さんがここに来られてお祭りされているのではなくて、松尾神社さんがされているわけですか。

城田：はい。この時点で(關野神社は)離れているんです。

聞き手：この時点というのは、どの時点ですか。

城田：關野神社さんが、こっちへ渡したっていうか。

聞き手：平和神社に代えたときにということですか。

城田：はい。稲荷神社を平和神社に戻した時に、(関野神社との関係は)切れてるわけです。

聞き手：それ以降のお祭りというのは、関野神社さんじゃなくて、松尾神社さんがやっているわけですか。

城田：そうです。松尾神社の宮司さんがお祭りにこられるんです。聞き手：まったく、勘違いしていました。では、関野神社に聞きについて何にも分からないわけですか。

城田：そうです。こつちに持ってこられてから、全く関係ないので。

この間の事情も定かでないが、地域の氏神と管理の主体の関係が、かならずしも単純でなかったことをうかがわせる。ちなみに、現在、関野神社の境内社であった稲荷大神宮は、平和神社の境内に合祀されている(写真14)。

#### 【神社庁加盟をめぐる地域政治】

この問題を含め、平和神社をめぐる地域事情は、当初よりかなり政治的な傾向があり、その背景には、「平和町」創設自体の政治性やこの地域の住民の政治意識の高さがあった。とくに、占領期やそれ以後の戦後期には、住民構成から革新系の地方議員を輩出したり、市民運動の拠点と目される地域として、特異な政治環境にあった「平和町」の特色があ

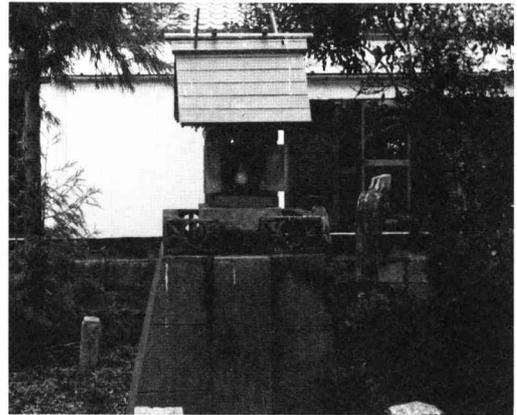


写真14 稲荷社(平和神社境内)

る。もちろん、保安隊↓自衛隊の同地域内での創設・駐留が、そうした事情の大きな一因であったことも否めない。

しかし、近年、神社庁では、「平和神社」を神社庁に加盟するよう、松尾神社宮司をつうじて働きかけている。城田氏は、「この(松尾神社の)息子さんは、(石川県の)護国神社にいつておられますから。なしる神社庁に入っていないと、個別の神社には、その宮司さんが出向してはいかんというんで」と証言している。その際、「革新」的な氏子役員の反対や、逆に、「保守」的な役員(の徳澤など、今日に至るまで、同社の帰属問題は複雑な様相をみせているという(詳細は、城田氏の聞き取り参照)。これは、一面では、「戦時」に加え「戦後」の「記憶」のありかたの問題ともいえよう。

#### 【馬魂碑と「軍馬」の記憶】

最期に、歩七忠魂社同様、記念碑について付言しておきたい。まず、輜重兵連隊の将校集会所の庭にあった「馬魂碑」が、さきの荒木元少佐によって平和神社の境内に移されている(写真15)。

よく知られるように、輜重としての任務は、多く軍馬の運搬に拠った。輜重兵の連隊史には、「お国のためとあらばやむをえなかったとしても、終戦時、外地にあった軍馬は誠に憐れな運命をたどることとなった」と記している<sup>(10)</sup>。つまり、外地における軍馬は、「これを敵手に渡さぬため涙を呑んで葉殺するの止むなき情勢」にあったのだという。終戦時、外



写真15 馬魂碑

地にあつた幾十万の軍馬は「遂に一頭も内地の土を踏む、内地の草をはむ日は来なかつた」、「物言わぬ幾十万の軍馬に対して、ここに感謝とおおびを申し述べたい」との思いが「馬魂碑」には込められているという。このほか、境内には、「輜勳神社」の標柱碑がある（写真3）。これは、戦前のものと思われる石碑が、中ほどで折られ、下部をのちに復元したものと思われる。戦後、占領下で同碑が折られた事情、再建された事情を彷彿させよう。

#### 4、戦後各地の宮内神社

一般には、十五年戦争の段階で、ほとんどの「宮内神社」が外地に遷移されたこともあり、終戦の地で祭神ほかは、廃棄されたようである。なかには、祭神を内地に奉還し、もとの神社に合祀した場合もあったが、当然「宮内神社」としての性格は失われた。坂井報告によれば、しばしば、（企業の）社内神社や航空神社に転用されているという。

こうしたなかには、福知山の「鎮国神社」のように、二十年八月以降、進駐軍により「部隊内に神を祭ることを禁せられた」ため、福知山市内の氏神「二ノ宮」の境内に移され奉安され、「郷土民の守り神」として祀られている場合もある（筆者の調査では、一の宮境内の後方隈に、三つの比較的大型の社祠（註（68）「縁起」の三神）が現存）。ここでは、自衛隊福知山連隊に隣接するため、現在でも部隊との一定の関係（参拝など）があるという<sup>(10)</sup>。以下、さきに紹介した豊橋の「彌健神社」を事例に、戦後の「宮内神社」の記憶のあり方のバリエーションをみてみたい。

第十五師団及び歩兵第十八連隊（のち百十八連隊）



写真16 豊橋の神武天皇像



写真17 神武像と彌健神社鳥居

の駐留した「軍都」豊橋では、旧軍営地（旧吉田城金柑丸）に宮内神社「彌健神社」が建てられていた。今日この敷地には、戦後移転された戦没者記念（慰霊）碑（神武天皇像、正式には「古代武人像」と称している）が設置されている（写真16）。豊橋の神武天皇像は、はじめ日清戦争の戦勝記念碑として明治三十二年（一八九九）三月に建造された。同月九日には、およそ四年をかけて建立をみた神武天皇銅像記念碑の除幕式と、戦病死者を祀る臨時招魂祭が執り行われている。碑文によれば、建立の意図として、①佐賀の乱以後活躍した三河・遠江・駿河・伊豆四カ国の軍人の義勇を表彰すること、②第十八連隊所属の戦死者のために毎年祭典を執行すること、③人々が日々この記念碑を仰ぎ見て忠孝の心をなし、その高さは銅像部分を含めて七間五尺三寸（約十五m）で、見上げるような高さであったという。ちなみに、戦前は「豊橋八景」のひとつとされた。

この神武天皇像に関しては、別稿でふれたように、三度の移設をへて現在地に建っている<sup>(16)</sup>。具体的には、はじめ豊橋市八町練兵場（現、豊橋市八町通り四丁目、豊橋児童遊園地南側）の盛り土された上に、西向きに建てられていた。しかし、その設置場所が民有地であったため、のち大正年間に第二の場所、第十八歩兵連隊の練兵場北端に移転した。その際、台座を支える盛り土は取り払われ、台座から上が移転されたという。その後、太平洋戦争の敗戦により、進駐軍の眼を恐れて撤去、市内の小社の拝殿に隠し置かれていた。結局、昭和四十年、吉田城址本丸出郭の一角、保食神金柑丸稲荷の趾地に仮の御座所を設けて移築。現在は、豊橋公園の一部となっている。しかも、その位置関係は、あたかも神社の御神体を懐くかのような（鳥居の中心軸線上に）配置されているのである（写真17）。この空間の意味するところについても、次節で若干考察してみたい。

#### ④まともにかえて―営内神社の系譜と今後の課題

##### 1、艦内神社と一宮

営内神社を語る上で、紙幅の関係もあり、本稿で本格的な考察に至らなかつたいくつかの論点をあげておきたい。まず、海軍部隊と「艦内神社」の関係である。

昭和五年（一九三〇）九月、空母「加賀」が、金沢の外港金石沖に停泊した際、乗組員全員が「白山比咩神社」に参拝。これにあわせ、地元住民は歓迎アーチ（杉皮を張って作った巨大な碇。鎖には海軍旗を飾った）で迎えたという<sup>(16)</sup>。当時、戦艦の名称には、「大和」「武蔵」「陸奥」など旧国名が用いられるのが常で、戦艦を改造した「加賀」は、石川県ゆかりの空母として、県民の大歓迎を受けたのである。

ところで、白山比咩神社は、いわゆる加賀の「一宮」であり、軍艦「加賀」にとつて同社は、特別な存在であった。艦内には同神社の社殿を模した神棚が安置されたという（写真18、白山比咩神社所蔵）。その後、空母「加賀」は、十六年十二月、太平洋戦争を告げる真珠湾攻撃に参加し、旧海軍の主力空母として各地に転戦。同十七年六月のミッドウェー海戦で沈没した。

このような、軍艦内の守護社は、一般に「艦内神社」とよばれる。陸軍における営内神社にあたるもので、以下のように、海軍官房の通牒で規定されていたものである<sup>(16)</sup>。

艦隊部隊、官衙、学校等ニ於ケル祭神奉齋ニ関シテハ、従来区々ニ亘リアリシ所、自今左記ニ依ルコトニ定メラレ候

##### 記

- 一、艦船ニ於ケル神社ノ正面ハ館主ニ向フ如クスルヲ可トス
- 二、御祭神
  - (一) 天照大神ヲ主神トシテ神座ノ中央ニ奉齋ス
  - (二) 艦船部隊、官衙、学校等ニアル神社若ハ其ノ所在地ニ在ル、神社ノ神祇ハ主 神ノ次位ニ配祀神トシテ奉齋ス
  - (三) (二) 項ノ神社ナキ場合ニハ天照大神ノミヲ奉齋ス
- 三、祭日

伊勢神宮大祭日（豊受神宮十月十六日、皇大神宮十月十七日）、

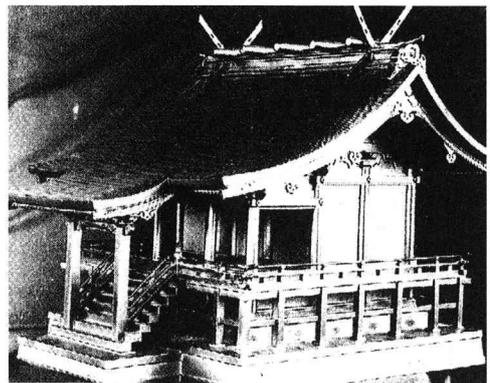


写真18 白山神社

艦船ノ進水日、竣工日、若ハ御祭神鎮座日等ヲ適當トス

(附) 御祭神奉齋順位(神座二面シテ) 主神(神座ノ中央)

以上

この場合、軍艦「加賀」の祭神「白山比咩神社」は、規定二の(二)「所在地ニ在ル神社ノ神祇」に準じたものと考えられる。地域社会と海軍の精神的紐帯を考える上でも興味深い。なお、こうした、海軍・艦船と神社信仰の問題は、宮内神社研究のなかでもほとんど手がついていないテーマである。今回、坂井論文でその一端が示されるが、今後さらに検証がもとめられよう。

## 2、宮内神社と在来信仰

最期に、宮内神社の系譜として、幕末・維新期の「創建神社」(招魂社がその代表のひとつ)や在来の神社・社祠信仰との関係を検討したい。一般に、宮内神社は、その守護神的性格から八幡信仰と、また、現世利益の一面から稲荷信仰との関係が深いとされる。宮内神社の嚆矢となった赤羽神社も、もとは八幡社である。伝えによれば、延暦年中東征の途次坂上田村麿がこの附近の地に陣を張って、三社(品陀和気命、帯中津日子命、息長帯比売命)を勧請したものといわれている。これに限らず宮内神社の多くが、その衛戍地の八幡神社に勧請を受けて創設されていることが知られる。

さらに、地藏信仰との関係では、大阪第三十七連隊の宮内神社の例が確認されている。歩兵第三十七連隊では、大正三年(一九一四)十二月二十五日、大阪市東区上本町六丁目顕正寺境内にあった「由緒ある地藏尊」を、同寺の移転に際し、連隊に奉安せられることとなったので、これを宮内の築山に安置しお祭りすることになったという。爾来、連隊に競技会等の行事があるたびに、中隊で、あるいは班で、または個人でお参りして「色々の願い事を祈る」などの習慣が生まれたとされる<sup>(88)</sup>。

この点、金沢の輻敷神社で注目されるのは、昭和二十四年天照皇大神宮の分神を「主奉齋神」として迎え、「平和神社」と改称したとき、寺町関野神社に合祀されていた「稲荷大明神」を旧地に奉遷していることである(写真14)。というのも、この稲荷社は、従来この地域の「産土神」だったので、明治三十年(一八九七)、野村一帯が軍用地に買い上げられるまで土地の守護神として住民の篤い信仰を得ていた社であった。すなわち、輻敷神社は、かつて野村の民衆の信仰を得ていた稲荷社を逆に駆逐した土地に、創建されたものであったのである。

ちなみに、野

村から一里ほど入った里山、黒壁山にある九万坊(天狗信仰)の祠も、もともと金沢城内にあったものが、明治八年(一八七五)歩兵第七連隊の駐屯により「邪魔になつたので、有徳者松本米次郎が現地に移転させたものである」と伝えられている(同祠は「弾丸除け」信仰でも



写真20 金柑丸稲荷社跡碑



写真19 豊城神社の石碑

知られる)。

こうした事例は、各地で確認されることと思われる。例えば、さきの豊橋「彌健神社」は、その土地にそれ以前にあった土着の信仰(尊崇対象)を凌駕して建てられていた。というのも、同敷地内には、旧藩祖を祭った「豊城神社」の碑(昭和七年五月、旧豊橋藩士族義団建之)や「金柑丸稲荷跡」の石碑が残されている(写真19・20)。つまり、明治初期には金沢の尾山神社のごとく旧藩祖を祀った「豊城神社」があり、それ以前かあるいは境内社として稲荷神社が祀られていたものと知られるのである(現在は鳥居や手水が神社の境内であった「記憶」をとどめている)。

ここでは、藩政期―明治維新时期―戦時期と、いわば多重的な「慰霊空間」の認識(濃密な「土地の記憶」||ゲニウス・ロキ)が可能であるといえよう。

### 3、結語―営内神社の性格

最後に、営内神社の系譜と性格について、現段階での小括を試みておきたい。まず、同神社の定義は、ひろくとらえれば「部隊内神社」(艦内・校内を含む)ということになる。その場合、組織としての「部隊内」という意味と、敷地・場所としての「部隊内」という両義を含んでいる。ただし、法的には内務省管轄の「神社」ではなく「祠」に位置づけられるもので、実態もそうした規模のものがほとんどであった(輻輳神社↓平和神社は特殊なケース)。

その機能は、あきらかに部隊の「鎮守社」的性格と「招魂社」的性格を併せ持っている。その場合、どちらの要素が濃いかは、創設時やその後の個別事情によるところが大きい(部隊が海外派遣された場合「海外神社」の性格も付加される)。印象では、まず、「鎮守社」として勧請され、しだいに「招魂社」の性格を付加される傾向が強いようである。これは、部隊内の戦死者の増加にともなう、機能の変化とみることもでき

る。その際、「英霊」祭祀の必要から、靖国神社の祭神の「分霊」(厳密には、分霊ではないが)がおこなわれるようになり、「招魂社」的性格を強くする。ただし、当初は、戦死者を祀っていない場合も多いし、靖国神社からも殉職者を「祭神||英霊」として認定しない扱いを受けている。つまり、細かく見ると、「靖国の論理」との齟齬もみられるのである。

このほか、「鎮守社」としての性格の内容も、在来信仰をベースにする場合と拒否する場合、さらに拒否したものを取り込む場合など、さまざまなケースがある。こうした点にかんがみると、系譜というよりも形態(類型とまではないえないまでも)の様相としてとらえたほうが、実態に近いのかもしれない。なお、駐留地域内における「招魂社」との関係も問題ではあるが、もちろん、対抗関係というよりは、「それはそれ、これはこれ」の機能分担という印象が強い。どちらかというと、地域の「招魂社」「護国神社」は、戦没者の慰霊に加え、地域統合の機能が求められ、「営内神社」は、部隊内にあつて、兵士個人の顕彰、部隊構成員の教育といった機能が強かったのではないか(実際に、地域住民は「営内神社」の存在すら認識していない場合がほとんど。例えば、前掲城田氏の聞き取り参照)。

以上のように、営内神社の歴史や性格については、まだまだ解明しなくてはならない問題が多くある。今回の報告書では、坂井論文が偕行文庫史料を駆使して、かなりの程度その実態を明らかにされた。とはいえ、本稿でふれたような地域社会との関係も、今後ともさらに検証されなくてはならないものと思われる。大方のご批判ご教示をお願いしたい。

#### 註

(1)「宗教団体使用中の国有地処分に関する件」(一九四五年十一月)による用語。もちろん、この語を「軍国的神社」と訳したこと自体に、大きな問題があったことはいままでもない。本研究会でも、しばしば議論となったテーマである。なお、

本章は、共同研究における多様なメンバー（歴史学、民俗学、宗教学、社会学など）の共通理解のために、歴史学研究における近年の動向をいかつままで報告したものを、本稿の主題に沿って整理したものである。

- (2) 藤谷俊雄「国家神道の成立」(『日本宗教史講座 第一巻 国家と宗教』三一書房、一九五九年)、藤谷「国家神道の本質」(『文化評論』八九号、一九六九年)、藤谷「神社信仰と民衆・天皇制」(法律文化社、一九八〇年)。
- (3) 村上重良「慰霊と招魂―靖国の思想―」(岩波書店、一九七四年)、村上「国家神道」(岩波書店、一九七〇年)、村上「国家神道とは何か」(真下信一ほか編『政治と宗教』時事通信社、一九七二年)、村上「国家神道と民衆宗教」(吉川弘文館、一九八二年)。
- (4) 安丸良夫「神々の明治維新」(岩波書店、一九七九年)、安丸「近代転換期における宗教と国家」(『日本近代思想大系』5 宗教と国家、岩波書店、一九八八年)、中島三千男「明治国家と宗教」(歴史学研究会ほか編『講座日本歴史』13 歴史における現在、東京大学出版会、一九八五年)、宮地正人「国家神道形成過程の問題点」(『日本近代思想大系』5 宗教と国家)、宮地「国家神道の確立過程」(『国学院大学日本文化研究所編『近代天皇制と宗教的権威』同朋舎出版、一九九二年)。
- (5) 阪本是丸「明治維新と国学者」(大明堂、一九九三年)、阪本「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、一九九四年)、新田均「近代政教関係の基礎的研究」(大明堂、一九九七年)。
- (6) 阪本前掲「国家神道形成過程の研究」、千田智子「森と建築の空間史―南方熊楠と近代日本―」(東信堂、二〇〇二年)。
- (7) 山口輝臣「明治神宮の出現」(吉川弘文館、二〇〇五年)。
- (8) 溝口駒造「明治初年招魂社制度の考察」(『皇国時報』六七二号、一九三八年)。
- (9) 小林健三・照沼好文「招魂社成立史の研究」(国学研究叢書第一編、錦正社、一九六九年)、森安仁「戦後における神社研究の成果と課題(招魂社の項)」(『神道史研究』第三十巻第三号、一九八二年)。
- (10) 大江志乃夫「靖国神社」(岩波書店、一九八四年)。
- (11) 赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」(校倉書房、一九八五年)。
- (12) 大原康男「統・忠魂碑の研究―護国神社制度の成立と忠霊塔建設運動に焦点をあてて―」(『國學院大學日本文化研究所紀要』五二輯、一九八四年)。
- (13) 川村邦光「シンポジウム「戦死者の行くえ」へ向け」(『日本学報』二二二号、大阪大学大学院研究科日本学研究室、二〇〇二年)、川村編「戦死者の行くえ―語りと表象から―」(青弓社、二〇〇三年)。
- (14) 小松和彦「誰が「たましい」を管理できるのか」(小松「神なき時代の民俗学」せりか書房、二〇〇二年)。
- (15) 中村生雄「戦死者の慰霊／追悼はどうあるべきか」(川村前掲「戦死者のゆくえ」)。
- (16) 新谷尚紀「人をカミに祭る習慣」(新谷「日本人の葬儀」(紀伊国屋書店、一九九二年)、新谷「慰霊と軍神」(藤井忠俊・新井勝紘編「人類にとって戦いと3 戦いと民衆」(東洋書林、二〇〇〇年)。
- (17) 桜井徳太郎「明治百年と靖国神社―日本における御霊信仰の系譜」(桜井「祭りと信仰」(新人物往来社、一九七〇年)。
- (18) 岩田重則「柳田国男の祖霊研究―「先祖の話」再検討―」(『地方史研究』二五三号、一九九五年)、岩田「弾丸除け信仰の基層―ケガレと認識された戦争―」(『静岡県史研究』第十一号、一九九五年)、のち岩田「ムラの戦死者、クニの戦死者―民俗と国民統合―」(ニュー・フォークロア双書二六、未來社、一九九六年)。
- (19) 田中丸勝彦「重信幸彦・福岡裕爾編」(『さまよえる英霊たち―国のみたま、家のほとけ―』(柏書房、二〇〇二年)、田中丸「英霊」の発見」(関「敏編『現代民俗学の視点』2 民俗のこぼれ』(朝倉書店、一九九八年)。
- (20) 高見寛孝「先祖の話」(『もうひとつの読み方』(『國學院大學日本文化研究所紀要』第九〇輯、二〇〇二年九月)。
- (21) 本康宏史「明治初年の招魂祭と招魂社―地域的受容をめぐって―」(『石川県立歴史博物館紀要』一六、二〇〇四年)、本康「作文にみる明治三十年代の招魂祭―金沢市内の小学生の記述―」(『石川県立歴史博物館紀要』一七、二〇〇五年)、本康「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」(高澤裕一編『北陸社会の歴史の展開』能登印刷出版部、一九九二年)、のち本康「軍都の慰霊空間―国民統合と戦死者たち―」(吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (22) 今井昭彦・森岡清美「国事殉難戦没者、とくに反政府軍戦没者の慰霊実態」(『成城大学芸文学部「成城文藝」第一〇二号、一九八二年)。
- (23) 廣瀬誠「明治初年の戦死者祭祀と加賀藩」(『富山史壇』四一、越中史壇会、一九六八年)、廣瀬「戦死者祭祀に関する補記」(『富山史壇』四二、越中史壇会、一九六八年)。
- (24) 今井昭彦「群馬県下における戦没者慰霊施設の展開」(『常民文化』一〇号、一九八七年)、今井「近代日本における戦没者祭祀―札幌護国神社創建過程の分析を通して―」(『松崎憲三「近代庶民生活の展開―くにの政策と民俗―」三一書房、一九九八年)、今井「群馬県邑楽郡護国神社の創建過程」(『群馬文化』第二四七号、一九九六年)、今井「旧藩における護国神社の創建」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇二集「共同研究 近代日本の兵士の実像Ⅱ 慰霊と墓」、二〇〇三年)。
- (25) 坂井久能「神奈川県護国神社の創建と戦没者慰霊堂」(上・下)、『神道宗教』一七四・二七五号、一九九九年)、本康前掲「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」。

- 争」、横山篤夫「旧真田山陸軍墓地変遷史」(前掲「国立歴史民俗博物館研究報告」第一〇二集)、岸本寛「幕末期の招魂祭について」(「歴史博」一二五号 特集「死者の記憶」、二〇〇四年)、小幡尚「高知市による戦死者慰霊—忠霊塔の建設(一九四一年)を中心に—」(「海南史学」第四四号、二〇〇六年)。
- (26) 白川哲夫「招魂社の役割と構造—「戦没者慰霊」の再検討—」(「日本史研究」五〇三号、二〇〇四年)、白川「地域における近代日本の「戦没者慰霊」行事—招魂祭と戦死者葬儀の比較考察—」(「史林」八七巻六号、二〇〇四年)。
- (27) 粟津賢太「近代日本ナショナリズムにおける表象の変容—埼玉県における戦没者碑建設過程をとらえて—」(「ソシオロジカ」第二六巻第二号、二〇〇一年)、西村明「慰霊と暴力」(国際宗教研究所編「現代宗教二〇〇二」東京堂出版、二〇〇二年)、のち西村「戦後日本と戦死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム—」有志舎、二〇〇六年)。なお、西村同書の第一章「戦死者の慰霊を問う直す」は、戦死者慰霊をめぐる先行研究を、大まかに①国家レベルの祭祀の動向や制度史の研究、②地域史や民俗学などによる戦死者葬儀の実態把握(ミクロ的)、③文化史・社会的な方法(マクロ的)の三つの動向に整理している。また、藤田大誠「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」(國學院大學研究開発推進センター編「慰霊と顕彰の間—近現代日本の戦死者観をめぐる—」錦正社、二〇〇八年)も、このテーマの広範な動向を整理した、最新の労作。
- (28) 折口信夫「招魂の儀を拝して」(「藝能」九一七、一九四三年、のち「折口信夫全集」二八巻所収)、折口「民俗史観における他界観念」(「古典の新研究」第一輯、角川書店、一九五二年、「全集」一六巻所収)。
- (29) 大江志乃夫「徴兵よけ」の神から千人針まで」(「科学と思想」一九七八年)、大江「戦争と民衆の社会史—今度此度国のため—」現代史出版会、一九七九年、大江「徴兵のがれから武運長久へ」(「歴史への招待」二八 日露戦争)NHK出版、一九九〇年)、安丸前掲「神々の明治維新」、安丸「近代転換期における宗教と国家」(「日本近代思想大系」5 宗教と国家」岩波書店、一九八八年)。
- (30) 加藤秀俊「美談の原型—爆弾三勇士—」朝日ジャーナル編「昭和史の瞬間(上)」朝日新聞社、一九六六年)、上野英信「天皇陛下万歳—爆弾三勇士序説」筑摩書房、一九七一年。藤井忠俊「新聞資料集成」軍国美談の構造—一九三二—三五年東京日日新聞記事より—」(「季刊・現代史」二号、一九七三年)。
- (31) 山室建徳「軍神論」(青木保ほか編「近代日本文化論10 戦争と軍隊」岩波書店、一九九九年)、のち山室「軍神」中央公論新社、二〇〇七年、佐藤忠男「草の根の軍国主義」(前掲「近代日本文化論10 戦争と軍隊」、新谷尚紀「慰霊と軍神」(藤井忠俊・新井勝絃編「人類にとって戦いととは3 戦いと民衆」東洋書林、二〇〇〇年)、藤井忠俊「兵たちの戦争—手紙・日記・体験記を読み解く—」朝日新聞社、二〇〇〇年。
- (32) 重信幸彦「顕彰と賛美のことば—空閑少佐」といふ美談から—」(田中丸前掲「まよえる英霊たち—国のみたま、家のほとけ—」、本康宏史「軍神」空閑少佐再考—捕虜/自決をめぐる言説と伝承—(神奈川大学日本常民文化研究所論集「歴史と民俗」二〇、平凡社、二〇〇四年)、一ノ瀬俊也「日露戦後—太平洋戦争期における戦没者顕彰と地域—」郷土の軍神、大越兼吉陸軍歩兵中佐の事例から—」(「日本史研究」五〇一、二〇〇四年)。
- (33) 羽賀祥二「神社と記念碑」(羽賀「明治維新と宗教」筑摩書房、一九九四年)。
- (34) 中島三千男「海外神社」研究序説」(「歴史評論」六〇二号、二〇〇〇年)。
- (35) 中島前掲「海外神社」研究序説」。以下の整理は、多くを中島氏の労によった。詳しくは、中島論文を参照されたい。ちなみに、「海外神社」は、ブラジル・ハワイなど、日本の植民地ではない地域や占領地に建てられた神社も含んでいる。
- (36) 小笠原省三編著「海外神社史 上巻」一九五三年、神社本庁編「神社本庁十年史」神社本庁、一九五六年)。
- (37) 中濃教篤「近代日本の宗教と政治」アポロン社、一九六八年、中濃教篤「天皇制国家と植民地伝導」国書刊行会、一九七六年、千葉正士「東亜支配イデオロギ—としての神社政策」(仁井田博士追悼論文集、第三巻「日本法とアジア」勁草書房、一九七〇年)。
- (38) 棚木寿男「朝鮮総督府の神社政策」(「海峡」四号、一九七六年、阿部俊二「日本統治下朝鮮における神社政策の展開」(「九大法学」三五号、一九七八年)、韓哲曠「日本の朝鮮支配と宗教政策」未來社、一九八八年、横森久美「台湾における神社—皇民化政策との関連において—」(「台湾近現代史研究」四号、一九八二年)、島川雅史「現人神と八紘—一字の思想—満州建国神廟」(「史苑」四三巻二号、一九八四年)。
- (39) 栗田英二「植民地朝鮮における神明神祠と(ただの神祠)」(崔吉城編「日本植民地と文化変容—韓国・巨文島」御茶ノ水書房、一九九四年)、青野正明「朝鮮総督府の神社政策」(「朝鮮学報」一六〇、一九九六年)、山口公一「戦時朝鮮鮮総督府の神社政策—「国民運動」を中心に—」(「朝鮮史研究会論文集」三六集、一九九八年)、山口「植民地朝鮮における神社政策—一九三〇年を中心に—」(「歴史評論」六三〇号、二〇〇二年)、青井哲人「朝鮮居留民奉斎神社と朝鮮総督府の神社政策」(「朝鮮学報」一七二、一九九九年)。
- (40) 蔡錦堂「台湾における宗教政策の研究—一八九五—一九四五—」(一九九〇年、学位論文。のち蔡「日本帝国主義下台湾の宗教政策」同成社、一九九四年)、中島三千男「台湾—旧花蓮港庁下における神社の創設について—とくに「社」の評価をめぐる—」(馬原鉄男・岩井忠熊編「天皇制国家の統合と支配」文理閣、

- 一九九二年)、中島「台湾の神社跡を訪ねて―旧花蓮港庁を中心に―」(神奈川大学常民文化研究所論集『歴史と民俗』一〇号、一九九三年)。
- (41) 高木博志「官幣大社札幌神社と『領土開拓』の神学」(岡田精司『祭祀と国家の歴史学』塙書房、二〇〇一年、高木「官幣大社札幌神社と『拓殖』の神学」『地方史研究』二四五号、一九九三年を加筆・修正)、菅浩二「併合以前の『韓国』の神社」(『神道宗教』一六七号、一九九七年)、菅「朝鮮神宮御祭神論争」再解釈の試み―神社の「土着性」とモダニズムの視点から―(『宗教と社会』五号、一九九九年)、青井前掲「朝鮮居留民奉斎神社と朝鮮総督府の神社政策」、山口前掲「植民地朝鮮における神社政策」など。
- (42) 菅前掲「併合以前の『韓国』の神社」創建論、嵯峨井建「満州の神社興亡史」芙蓉書房出版、一九九八年、嵯峨井「建国神廟と建国忠霊塔の建設―満州国皇帝と神道」(『神道宗教』一五六号、一九九四年)、菅前掲「朝鮮神宮御祭神論争」再解釈の試み、平山洋「朝鮮総督府の宗教政策」(源了圓・玉懸博之編『国家と宗教』思文閣出版、一九九七年)、新田光子「大連神社史―ある海外神社の社会史―」おうふう、一九九七年。
- (43) 高木前掲「官幣大社札幌神社と『領土開拓』の神学」。
- (44) 菅前掲「朝鮮神宮御祭神論争」再解釈の試み、本康宏史「台湾神社の創建と統治政策―祭神をめぐる問題を中心に―」(中京大学社会科学研究所編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、二〇〇三年)。
- (45) 青井哲人「植民地神社と帝國日本」吉川弘文館、二〇〇五年。同書は、青井氏の学位論文「神社造営よりみた日本植民地の環境変容に関する研究―台湾・朝鮮を事例として―」二〇〇〇年を底本としている。学位論文では、朝鮮・台湾を中心に、海外神社(植民地神社)建設の歴史が、植民都市の空間論から、幅広く論及されている。
- (46) 菅浩二「日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神社と祭神」弘文堂、二〇〇四年。なお、菅氏は、嵯峨井氏らとともに、近年、小笠原省三の『海外神社史上巻』・『海外の神社』を復刻され、海外神社史研究の進展を促している点も付記しておきたい(小笠原省三著・嵯峨井建・菅浩二編集解題『海外神社史』ゆまに書房、二〇〇四年(復刊)、小笠原著・菅解題『海外の神社並にブラジル在住同胞の教育と宗教 全二巻』ゆまに書房、二〇〇五年(復刊))。
- (47) 海外神社の研究動向については、前掲中島論文に加え、本康宏史「研究展望『帝國』史の視点と植民地神社研究―青井哲人「植民地神社と帝國日本」をめぐる―」(『日本史研究』五二九号、二〇〇六年)を参照されたい。
- (48) 江口圭一「満州事変と民衆動員―名古屋を中心として―」(古屋哲夫『日中戦争史研究』吉川弘文館、一九八四年)、赤澤前掲「近代日本の思想動員と宗教統制」。
- (49) 檜山幸夫「近代日本の形成と日清戦争」雄山閣出版、二〇〇一年。
- (50) 『民話の手帖』一九八二年。
- (51) 黒羽清隆「方法的な序説―はしがきにかえて―」(黒羽『十五年戦争史序説』一九七九年)。
- (52) 大江前掲「戦争と民衆の社会史」、大江『昭和の歴史3 天皇の軍隊』小学館、一九八二年、大江前掲「靖国神社」、大江『兵士たちの日露戦争―五〇〇通の軍事郵便から―』朝日新聞社、一九八八年、大江前掲「徴兵のがれから武運長久へ」(『歴史への招待』二八 日露戦争)NHK出版、一九九〇年。
- (53) 巨勢泰雄「奥山半僧坊の千本のほり」(『静岡県近代史研究会会報』第二四号、一九八〇年)、中村羊一郎「玉除け・徴兵逃れとしての龍爪信仰」(『歴史手帖』九卷十一号、一九八一年)。
- (54) 神島二郎「民俗学とナショナルイズム」『常民の政治学』伝統と現代社、一九七二年(講談社学術文庫、一九八四年)、神島二郎「戦争と民俗―政治文化における変化と持続―」(『日本民俗文化大系』二 現代と民俗―伝統の変容と再生―)小学館、一九八六年、千葉徳爾「民俗学のあるところ」弘文堂、一九八七年。
- (55) 本康宏史「軍都」と民俗(一)―金沢における折願と慰霊―(『都市と民俗研究』七、一九八七年)、岩田重則「千人針」(『民具マンスリー』二五巻七号、一九九二年)、岩田「戦死者靈魂のゆくえ」(『民具マンスリー』二六巻九号、一九九三年)、岩田「柳田国男の祖霊研究―先祖の話―再検討」(『地方史研究』二五三号、一九九五年)、岩田「弾丸除け信仰の基層―ケガレと認識された戦争―」(『静岡県史研究』第十一号、一九九五年)、のち岩田「ムラの若者:くにの若者―民俗と国民統合―」未来社、一九九六年。
- (56) 松本博行「戦争と民俗」(佐野賢治ほか編『現代民俗学入門』吉川弘文館、一九九六年)。
- (57) 喜多村理子「徴兵・戦争と民衆」吉川弘文館、一九九九年、岩田重則「戦争のフォークロア」(吉田裕・成田龍一ほか編『岩波講座 アジア・太平洋戦争第六巻 日常生活の中の総力戦』岩波書店、二〇〇六年)、喜多村理子「戦場の死の受け止め方をめぐって」(『日本民俗学』二四七、二〇〇六年)。
- (58) 川村邦光「幻視する近代空間」青弓社、一九九〇年、川村「国家神道の登場と英霊祭祀―神々の帝國主義―」(山折哲雄編『日本の神二 神の変容』平凡社、一九九五年)、川村前掲「シンボリズム『戦死者の行くえ』へ向けて」。
- (59) 永井芳和「祇園社と戦死者」(川村邦光編『戦死者をめぐる宗教・文化の研究』大阪大学大学院文学研究科、二〇〇三年)。
- (60) 佐野賢治「戦争と民俗」(国立歴史民俗博物館における「近代における兵士の実像」研究会での報告、一九九九年七月)。

- (61) 新谷尚紀・関澤まゆみ編『民俗学辞典 死と葬送』吉川弘文館、二〇〇五年。ちなみに、本康は、このうち「骨のない墓」「戦死者」「戦没者」の項目を執筆。
- (62) 「営内神社」という呼称は、研究者の中でも一般的ではなく、その概念も定まっていない。通常、陸軍の部隊(営庭)内の神社を「営内神社」、海軍の艦船内の神社を「艦内神社」と呼ぶが、後者は、士官学校などの軍管轄諸学校の校地内「校内神社」と併せ、「構内神社」と規定されることもある。これらの神社の定義は、ひろくとらえれば「軍隊内の神社」ということになろうが、その場合、組織としての「軍隊内」という意味と、敷地・空間としての「軍隊内」という意味が混同される嫌いもある。しかも、組織として当該部隊が関わっていることは間違いのないものの、どの程度公式に関与しているか(所管の度合い・建設や維持の経費措置)もまちまちであるし、敷地としても、「営内」ではなく、隣接地に鎮守社のような形で付属する場合もある。また、そもそもこの「神社」は、法的には内務省管轄の「神社」ではなく、「社祠」に位置づけられるもので、のちにみるように、「招魂社」的性格が濃いことは確かだが、もちろん「官祭招魂社」としての指定も受けてはいない。あえていえば、指定外招魂社の性格が強いが、以下明らかにされるように、当初は、戦死者を祀っていないものも多いし、靖国神社からも殉職者を祭神として認定しない扱いを受けている。この「営内神社」の系譜・性格に関しては、終章で改めて整理したい。
- (63) 伊藤良一編『福知山連隊史』同刊行会、一九七五年、編纂委員会編『追憶金沢輜重兵連隊(九連隊)』同連隊戦友会、一九七六年、『思い出の金陵部隊』同出版委員会、一九八〇年、『歩兵第十四連隊史(小倉)』同編纂委員会、一九八七年、小野寺宏編『連隊歴史(丸亀)』自家版「限定二部」、一九九八年など。
- (64) 本康宏史『連隊営地と営内神社』(本康前掲『軍都の慰霊空間―国民統合と戦死者たち―)、木口亮『金岡地区の戦争記念碑』(『明治史料館通信』通巻第七四号、二〇〇三年)、一ノ瀬前掲『日露戦後太平洋戦争期における戦没者顕彰と地域』、一ノ瀬『日本陸軍と「先」の戦争』についての語り―各連隊の「連隊史」編纂をめぐる―(『史学雑誌』第一一二編第八号、二〇〇三年)。一ノ瀬氏は、後者で、浜田連隊の営内神社「御後威神社」の紹介を行っている。これによれば、同社は、伊勢神宮祭神、物部神社祭神、そして靖国神社祭神(戦死戦病死者神霊)を奉齋。昭和七年(一九三二)七月七日に鎮座祭が行われた(『浜田連隊だより』二七号による)。なお、本稿脱稿後、春日恒男氏による「航空神社小史」(『文化資源学』六、二〇〇八年)の惠贈を得た。同稿は、陸軍航空士官学校内の「航空神社」を紹介した労作で、営内神社を本格的に分析した数少ない論稿といえよう。
- (65) 『工兵第一大(連)隊史』赤羽招魂社奉賛会編刊、一九八四年。
- (66) 坂井久能氏のご教示によれば、神奈川県でも浜空神社(昭和十一年十月創建)、水雷神社(以下年代不明)、稜威神社、追浜神社、綾瀬神社、靖国社ほかが確認されているという。これらの多くは、横須賀の海軍関係施設(兵学校)の敷地内に建てられたようで、慰霊の対象になっていた場合も多いとされる。ちなみに、これらの一部は、戦後同地に誘致した企業の「社内神社」として残されているという。
- (67) 『歩兵第十四連隊史』同編纂委員会、一九八七年。
- (68) 『鎮国神社縁起書』  
此ノ歩兵第二十連隊兵管南方高地ノ青垣山内ニ宮柱太シキ立テ天皇祖天照大神武神菅田別命英主明治天皇三神神霊及当連隊ニ属スル戦没者將兵ノ英霊ヲ齋ニ祀リ鎮国神社ト称ヘ奉ルニ付茲ニ其ノ縁起ヲ録シ参拜ノ人士ニ告ク  
抑々敬神尊祖ハ我國民道德ノ精髓ニシテ忠孝一致ノ思想亦茲ニ胚胎ス方今泰西文物ノ輸入漸ク盛ナルニ及ヒ所謂物質文明ノ謳歌礼讃トナリ反テ我國民ノ誇トセル精神文明ヲ著シク蝕セラルルノ感ナシトセス  
是ヲ以テ昨十四年当連隊將校団ノ決議ニ依リ連隊内ノ清城ニ一神祠ヲ建テ日夕其神威ニ触レ知ラス識ラスノ間神明ノ稜威ニ感応シテ自ラヲ尽忠報國ノ念ヲ敦カラシメントセリ  
会々町有力者二三之ヲ伝ヘ聞クニ及ヒ大ニ此企圖ニ同シ□奉齊会ヲ組織シテ淨財ヲ各方面ニ募リ忽チニ七千有餘円ヲ得將校団ト協定シテ森殿高燥ノ地ヲトシ八月エヲ起シ連隊將卒ノ奉仕ト相俟チ清麗ニシテ社殿ナル神殿ノ造営ヲ見ルニ至リ大正十四年十一月第一回ノ祭典ヲ挙行セリ爾來連隊ノ守護神トシテ將卒ノ崇仰愈々篤シ而シテ地方人士ニシテ來官参拜ヲ希望スル者ハ都度其時ヲ選ハスト雖モ左記ノ日時ハ則チ公用参拜ノ日トシ隨意營門ノ出入ヲ公許シアリ併セテ之ヲ記ス
- 記  
毎月一日、国祭日、靖国神社大祭、軍旗祭、軍旗祭祝日、鎮国神社例祭、天田郡招魂祭日、陸軍記念日(自午前八時、至午後五時)  
大正十五年十一月  
以上
- (69) 『丸亀十二連隊の慰霊年表』  
明治四十三年五月二十六日 南山招魂祭挙行につき、各中隊毎に参拝す。  
明治四十五年三月十日 陸軍記念日につき、忠魂堂に於いて祭典を挙行し、殉国先達の士が英霊を慰す。営内、公衆の縦覧を許可し、種々の余興を施行す。  
大正四年四月三十日 第十二師団招魂(祭)施行につき、連隊は普通寺忠

昭和十六年九月九日 魂堂に参拝。  
八時より忠魂社祭典を挙げる。九時十分より宮庭に於いて第六七回軍旗拝受記念式典を厳肅裡に挙げる。

昭和十六年十月十八日 靖國神社臨時大祭に際し、遥拝式を挙げる。忠魂社慰霊祭を行ふ。

昭和十七年四月二十五日 靖國神社臨時大祭につき、遥拝式及び忠魂社慰霊祭を挙げる。

昭和十七年十月二十三日 靖國神社例大祭につき、宮庭に於いて遥拝式を挙げる。

昭和十八年四月二十四日 靖國神社臨時大祭に際し、遥拝式を挙げる。  
昭和二十年四月二十八日 忠魂社御霊を歩兵第百十二連隊補充隊に奉還す。  
註：昭和十三年十月、満州駐留。二十年四月、内地防衛のため帰還。

(70) 前掲「工兵第一大(連)隊史」。  
(小野寺前掲「歩兵第十二連隊歴史」所収)

(71) 前掲「思い出の金陵部隊」。

(72) 編纂委員会編「野砲兵第二十三連隊戦友会、一九八六年」。  
(73) 「歩兵第八十六聯隊史」歩兵第八十六連隊史編纂事務局、一九八六年。

(74) この文書の存在の確認と提供は、共同研究者である坂井久能氏の尽力による。もちろん、靖國神社借行文庫の多大な協力をえた。ただし、原文のままでの掲載は諸事情に鑑み憚られるため、要約して活用させていただいている(以下、同じ)。

(75) 石川県厚生部民生課編「石川県将士の記録」石川県、一九七三年。なお、同書では日露戦争の第七連隊戦没者を一八一九人としている。この数字は、ほぼ靖國神社のものに等しい。ほかに、日清戦争の戦闘と戦死者に関しては、檜山幸夫「日清戦争―秘蔵写真が明かす真実」講談社、一九九七年、檜山「近代日本の形成と日清戦争」雄山閣出版、二〇〇一年など。

(76) 第七連隊の歩兵であった、金沢市の故東野輝昭氏の写真帳に貼付されていたもの。石川県立歴史博物館所蔵。

(77) 歩兵第七連隊編纂「金沢城の沿革」付図、一九二三年。

(78) 前掲「追憶 金沢輜重兵連隊(九連隊)」。

(79) 松田衛編「工兵」金沢工兵会、一九七五年。  
(80) 兵東政夫編「第十八連隊史」歩兵第十八連隊史刊行会、一九六四年、佃隆一郎「宇垣軍縮と軍都・豊橋」―衛戍地問題をめぐる「豊橋日日新聞」の主張(愛大史学―日本史・アジア史・地理学)第四号、一九九五年)。また、「軍都」豊橋

の概要は、以下を参照されたい(「豊橋市史」第三巻近代編、豊橋市、一九八二年、同第四巻現代編、豊橋市、一九八六年など)。

(81) 靖國神社所蔵「昭和八年庶務書類 靖國神社社務所」。  
(82) 靖國神社所蔵「昭和九年庶務書類 靖國神社社務所」。

(83) 豊橋第一陸軍予備士官学校第一期特別甲種幹部候補生 士魂会編「五十年のむこうに あの日があった」工房手仕事、一九九四年。同書のなかには、「豊秋津神社御守」(阿部義明氏所蔵)が写真掲載されている。内容は豊秋津神社の印刷と軍人勅諭の印刷物。

(84) 「陸軍省大日記」乙輯第二類第一冊、防衛研究所図書館所蔵。  
(85) 「石碑は語る」(記念誌編纂委員会編「終戦五十周年記念誌「憶う」」石川県遺族連合会、一九九六年)。

(86) 碑文は以下のとおり。「第一中隊出身上海事変戦死者 陸軍歩兵曹長 松田友次/故陸軍歩兵伍曹 森下伊一/故陸軍歩兵伍長 大多尾直義/故陸軍歩兵伍長 奥野政治/故陸軍歩兵伍長 南野新一/故陸軍歩兵伍長 石野久雄/故陸軍歩兵伍長 橋村喜一/故陸軍歩兵伍長 木阿彌秀夫/故陸軍歩兵伍長 加藤 悌一/故陸軍歩兵上等兵 松下忠一/故陸軍歩兵上等兵 吉田政雄」

(87) 伊佐一男「金城聯隊史」歩七戦友会、一九六九年、前掲「終戦五十周年記念誌「憶う」」。なお、本来は、戦死者のプロフィールを石川県庁文書の「戦績個票」や、靖國神社の「祭神」記録などで確認すべきところであるが、いずれも「個人情報」として、一般の閲覧が出来ない。やむをえず、遺族会編纂の二次史料で検索した。

(88) 本康宏史「招魂」の空間(「軍都の慰霊空間―国民統合と戦死者たち」吉川弘文館、二〇〇二年)参照。

(89) 越中国砺波郡松澤村の「宮のさ子」女子といわゆる「兵隊婆さん」が、日露戦役凱旋記念として歩七忠魂社の神域に月桂樹を献木したことの記念碑。師団司令部脇にあつたもの。この詳細は、本康前掲「招魂」の空間参照。

(90) 碑文に「昭和三年六月建立/山下虎吉。第九師団留守団長安藤紀三郎中将が、支那事変以後戦地で死んだ軍用馬の慰霊のため揮毫、連隊宮庭に建立したものと(同前)。

(91) 碑文に「天とどけハトはいづこへ雲の峯」。第九師団司令部構内(旧金沢城二ノ丸)にあつたもの(同前)。

(92) 上海事変前に歩兵第七連隊そのものが編纂した、「聯隊歴史」歩兵第七聯隊編刊、一九二九年。つまり、同時代史の口絵に「忠魂社」と掲載されているのが、瞥見では唯一の記録といえよう。ただし、この写真も内容の叙述は一切ない。

(93) 「野村へ行った七連隊、又元の古巣に帰る」(「北国新聞」一九二六年六月二十五日付)。

(94) 「昭和二十二年 行幸関係書類」 石川県庁所蔵。  
(95) 「宗教法人「平和神社」規則」

第一章 総則

第一条 この神社は、宗教法人法による宗教法人であつて、「平和神社」といふ。

第二条 「平和神社」(以下「本神社」といふ。)の事務所は、「石川県金沢市平和町二丁目五番三号」におく。

第三条 本神社は、「天照皇大神宮及び稻荷大明神」を奉斎し、公衆礼拝の施設を備え、神社神道に従つて、祭祀を行い、祭神の神徳をひるめ、本神社を崇敬する者及び神社神道を信奉する者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他本神社の目的を達する為の財産の管理その他の業務を行うことを目的とする。

第四条 本神社を包括する宗教団体は、宗教法人「神社本庁」とする。

第五条 本神社の公告は、神社の掲示場に十日間掲示して行ふ。

第二章 機関

第六【五】条 本章に定める機関の職は、すべて名誉職とする。

第七【六】条 本神社に責任役員【七】人を置き、そのうち一人を代表役員とする。

第八【七】条 代表役員は、本神社を代表し、その事務を総務する。

責任役員は、役員会を組織し、宗教上の機能に関する事項を除く外、本神社の維持運営に決定する。

役員会は、代表役員が招集する。

第九【八】条 代表役員は、本神社の宮司を充てて責任役員の一員として決める。

第十【九】条 代表役員以外の責任役員は、氏子崇敬者の総代(以下「総代」といふ。)その他の氏子又は崇敬者で神社の運営に適當と認められる者のうちから、総代会で選考し、代表役員が委嘱する。

前項に定める役員は、【二】年とする。但し、補欠役員は任期は前任者の残任期間とする。

第一項に定める責任役員は、後任者が就任する時まで、なお在任する。

第十一【十】条 代表役員又は責任役員が、宗教法人法第二十条第一項各号の一に該当するときは、当該役員は、当該役員を置く。

代表役員は、宮司代務者をもつて充て、代表役員以外の

責任役員は、前条第一項に準じて委嘱する。代表役員は、代表役員に代り、その他の役員は、当該役員に代り、それぞれの職務を行う。

代務者は、代務者を置くべき事由が止んだときは、当然退任する。

第十二【十二】条 代表役員又は責任役員が、宗教法人法第二十一条第一項又は第二項に該当するときは、仮代表役員又は仮責任役員を置く。

仮代表役員及び仮責任役員は、前項に該当する者以外の役員が専任(選任)する。

第十三条 責任役員又はその代務者の進退は、神社本庁統理(以下「統理」といふ。)に報告しなければならない。

第十四【十二】条 本神社に総代【十八】人を置く。

第十五【十三】条 総代は、総代会を組織し、本神社の運営について、役員を助け、宮司に協力する。

第十六【十四】条 総代は、氏子又は崇敬者で徳望が篤いものうちから専任(選任)する。その選任の方法は、「平和町連合協議会」役員会で定める。

総代の任期は【二】年とする。但し、補欠総代の任期は、前任者の残任期間とする。

総代は、後任者が就任する時まで、なお在任する。

第三章 職員

第十七【十五】条 本神社に左の職員を置く【ことができる】。

宮司 一人

権禰宜 一人

権禰宜 若干人

禰宜の定数は、宮司が定める。

第十八【十六】条 前条の職員は、神明に奉仕する外、宮司は社務をつかさどり、禰宜は宮司を助けて事務に従事し、権禰宜は上長の指揮を受けて事務に従事する。

第十九条 本神社は、宮司代務者を置き、宮司の職務を行わせる。

宮司代務者を置く場合は、代表役員は、代表役員を置く場合に準ずる。

宮司代務者は、宮司代務者を置くべき事由が止んだときは、当然退任する。

第二十条 宮司及び宮司代務者の進退は、代表役員以外の責任役員は、具申に

より統理が行う。但し、統理が必要と認めるときは、代表役員以外の責任役員の同意を得て進退を行うことができる。

宗教法第二十条第一項第二号に準じ宮司代務者を置くときは、代表役員の同意を得て具申しなければならない。

欄以下に進退は、宮司の具申により統理が行う。

第四章

第二十一条 宮司又は宮司代務者が欠けた場合には、責任役員は、三十日以内に後任者を統理に具申しなければならない。

第二十二條 本神社の財産は、神社の名義をもって管理しなければならない。

第二十三條 財産は、基本財産、特殊財産及び普通財産とする。

基本財産とは不動産（立木を含む。）その他本神社永続の基根となる財産を、特殊財産とは宝物及び特殊の目的によつて蓄積する財産を、普通財産とは基本財産及び特殊財産以外の財産をいう。不動産の取得並びに不動産以外の基本財産、宝物その他の特殊財産の設定及び変更は、役員会の議決を経なければならない。

第二十四條 本神社が左に掲げる行為をしようとする時は、役員会の議決を経て、役員が連署の上統理【総代会】の承認を受け、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手続をしなければならない。その承認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。但し、第三号及び第四号に掲げる行為が緊急の必要に基づくものであり、又はその模様替が軽微で原形に支障のないものである場合及び第五号に掲げる行為が六月以内の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一、基本財産及び財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。

二、当該会計年度内の収入で償還する一時の借入以外の借入又は保証をすること。

三、本殿その他主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。

四、境内地の著しい模様替をすること。

五、本殿その他主要な境内建物若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを本神社の宗教目的以外の目的に供すること。

第二十五條 経費は、氏子及び崇敬者の醸出金、賽物、財産から生ずる果実その他の収入をもつて充てる。

第二十六條 第二十一条 会計年度は、毎年【四】月一日に始まり、【翌】年【三】

月末日に終る。

第二十七條 第二十二條 一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入歳出は予算に編入する。

予算は、【毎】会計年度開始の一月前までに編成し、役員会の議決を経るものとする。

第二十八條 必要があるときは、役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第二十九條 第二十四條 予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため予備費を設ける。但し、特別会計については、この限りではない。

第三十條 第三十五條 当該会計年度の出納は、その年度終了時現在で閉鎖し、出納に関する事務は、その閉鎖後二月以内の整理完結し、決算をするものとする。決算については、役員会の議決を経るものとする。

第三十一條 第三十六條 歳計に剰余を生じたときは、役員会で別段の議決をした場合を除く外、翌年度の歳入に編入する。

第三十二條 第三十七條 財産目録は、毎会計年度終了後三月以内に、前年度末現在によつて作成し、役員が連署する。

第三十三條 第三十八條 予算及び決算は、総代会に報告する。

第五章 補則

第三十四條 第三十九條 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び本社本庁の庁規に従い、更にこれらに違反しない限り、宗教上の特性を尊重し、神社の習慣及び伝統を十分に考慮して、神社の業務及び事務の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやくもこれを他の目的に使用してはならない。

第三十五條 第三十條 本神社が左に掲げる行為をしようとするときは、役員会の議決を経て、役員が連署の上統理【総代会】の承認を受け、更に法律で規定するものについては、法律で規定する手続をしなければならない。

一、規則を変更すること。

二、神社を移転、合併又は解散すること。

三、境内神社を創立、移転、合併又は廃祠すること。

四、前三号の外、宮司【代表役員】が必要と認められたこと。

第三十六條 本神社は、本社本庁の神社明細帳に登録を受けなければならない。明細帳に登録を受けた事項に変更を生じたときも、また同様とす

る。

第三十七〔三十一〕条 本神社を崇敬し、神社の維持について義務を負う者を本神社の氏子又は崇敬者といひ、氏子又は崇敬者名簿に登録する〔金沢市平和町連合協議会に加盟陸町する陸町会、暁町会、大通り町会、平和町会、清明町会、新和町会の六町会の町民をもつて構成する〕。

第三十八条 本神社は、神社本庁並びに神社庁及びその支部に対し協力しなければならぬ。

第三十九〔三十二〕条 本神社に関する事項で、規則に定めないものについては、神社本庁の庁規で〔総代会の同意を得て代表役員がこれを〕定めるところによる。

規則の適用及び神社の運営について疑義を生じたときは、神社本庁の支持を経て処理する。

第四十条 本神社の境内神社は、左の通りとする。

#### 附〔付〕則

この規則は、〔設立の登記をした日〕知事の認證書の交付を受けた日〔平成 年 月 日〕昭和四十九年五月十七日から施行する。

第十一〔九〕条に規定する責任役員が就任するまでは、責任役員の職務は設立者〔発起人〕が行う。

本神社設立当初の宮司は、設立者の具申により統理が任命したものとす。

(96) この間のGHQの政策の変遷に関しては、はは大原康男「神道指令と靖国神社・護国神社」〔國學院大學日本文化研究所紀要〕六十八集、一九九一年〕によつた。

(97) ただし、「神道指令」の文言に名前こそ出てこないが、GHQが最も危険視した靖国神社・護国神社に対する彼らの措置は、結局のところ、当初深刻に懸念された神社の全面的閉鎖はもとより、その存在形式を大きく変更させ神社にとつて致命的となるようなものにはならなかった。この方向転換を決定したものは、ほかでもなく、折から勃発した朝鮮戦争を契機に一挙に加速された平和条約締結の動きであつたのである。

(98) 石川護国神社作成の年譜「石川護国神社の創建より現在まで」〔パンフレット〕、園部善一「昭和後期・平成初期の県神社界の動向―県神社庁の活動を中心に―」〔石川県神社神道史〕自家版、二〇〇五年〕など参照。

(99) 「北国毎日新聞」一九四六年十一月八日付。

(100) 「城田宏氏の聞き取り」二〇〇六年十一月二十四日、平和神社社務所にて。聞き手（本康）：お幾つですか。

城田：今はもう、七十九才です。

聞き手：生年月日を教えてください。

城田：昭和二年八月八日です。

聞き手：金沢のお生まれで。

城田：新野町の三丁目。新野小学校の三軒並びのところ。昔は交番署が向かいにあつた。

聞き手：三宅雪嶺の生家の近くですね。

城田：角のお風呂屋の隣で、自転車屋をしていた。私が二代目で、息子（養子）が三代目。

聞き手：金沢でも、（自転車屋の営業は）早いほうですね。

城田：そうですね。（香林坊の）石野（自転車）さんに習つて。終戦まで新野で営業して、道路の拡張に伴つて枝町に移転した。

学校に行つていて、帰つてきたら終戦だつた。そのあたりは、居なかつたので、よく覚えていない。尾上の酒屋の倉あたりに店があつた。

聞き手：平和町に移転してきたのは。

城田：昭和二十七年でした。二十年の暮れには、新野町一丁目に転居した。

二十一年の四月に、親爺が死んで、そのあたりから、私が店をやつていた。

聞き手：学校は

城田：富山の商船学校。受験して三年間勉強しました。私の一つ上の級まで、海兵団から戦地へ行つてました。

聞き手：輸送船ですか。

城田：いえ、それに限らず、すべての船舶に乗るわけです。舞鶴の海軍工廠に習に行つた。乗船実習もしました。機械のほうです。

聞き手：戦争終わつて、帰つてきたわけですね。

城田：はい。お袋と姉といつて、弟が使い物にならず、昭和二十一年から正式に自転車再開した。四十八年のオイルショックまでは、結構、自転車は忙しかつた。

聞き手：その間、平和町に移られるんですね。

城田：はい。団地のなかで、小屋を建てて営業してました。

聞き手：今のところですか。

城田：いえ、現在の所は、（国税庁の）払い下げになつたので、求めたわけではじめに居たのは、「暁じゅうごしや」のあとです。倉庫みたいなものが建つていたんです。

聞き手：「じゅうご」というのは、「銃後」のことですか。

城田：いえ、「十号」、「十号棟」のこと。妻の親といつしよに住んだんです。復

員者の住宅。

聞き手：奥さんのお父さんというのが、復員されたわけですか。

城田：はい。いっしょに住んだんです。このあたりに、三棟。このあたりに、自衛隊のボイラー棟がありました。

聞き手：そこで、自転車屋をしたわけですね。

城田：ええ、はじめ十一屋あたりでやろうと思って店を探していたんだけど、良いのが無くて、仮に店を構えたわけですね。まず、子供自転車を八台ほど持ってきて、賃貸しをしました。結構、復員のみなさんに使って貰いました。

聞き手：店の場所は、前の騎兵のところですか。

城田：いえ、輜重隊のあと。倉庫の跡。

聞き手：今の市立病院もそうですか。

城田：いえ、市立病院は、自動車部隊。そのあたりは、広っぱだった。野村練兵場。

聞き手：ずーと、軍隊の敷地だったんですね。

城田：ええ。ここに工兵、その横に山砲、いまの附属高校のあたりが、騎兵があった。

聞き手：そのころの輜重神社などは、ご覧になっていたのですか。

城田：もちろん。見えます。昭和二年生まれですから。

聞き手：この辺りに来られたことはあるんですね。

城田：はい。寺町に電車（市街電車）が敷かれていて。そこから歩いて。

聞き手：何で（どうして）こられたのですか。

城田：墓参りとか。野田山にうちの墓があったから。昭和十六年に兄貴が死んだら、墓参りに来ました。

聞き手：ただ、騎兵にせよ、工兵にせよ、兵営の中には入れませんか。

城田：はい。

聞き手：じゃあ、どうして神社があるってわかるんですか。

城田：神社は、戦後みとるんです。戦前は、兵舎ん中は入れないからね。アルコさん（マーケット）のあたりです。

聞き手：貴勲神社は、どのあたりにあったんですか。騎兵の。

城田：騎兵は、私ら記憶がないです。

聞き手：山砲は。

城田：いえ。これ（輜重神社）だけは、記憶あるんです。これは、輜重隊ですから。

聞き手：それが、今の平和神社の前の形ですよ。

城田：はい。今、現在建つとるのは、あとから建つとるんで。三十九年だったかな。

聞き手：その前は、どこにあったんですか。

城田：その前は、アルコの前。平和公園のこの道路のどこ。昔は、道路がなかつ

たんで。

聞き手：これが輜重神社。

城田：はい。こっちのほうは、祠みたいなもんだと思うんですよ。

聞き手：こんなに、立派じゃなくて。そのうちのどれかは、ご覧になったことがありますか。

城田：わたしは、これしかみていない。ほかは、兵営の中にあつて。二十四年に合祀したんで、私が来たのは、二十七年からだから。もうなかった。ご神体は、みんな持って出てるから。

聞き手：中支とか。

城田：ええ、中支とか、満州とか。

聞き手：じゃあ、アルコの前にあつたときには、合祀しているとすると、社を移している可能性はありますか。

城田：それから、もう一回移しているはずですけど、私はそのあたりはその時分いないので。これは、私が来る前からありましたから。

聞き手：靖國神社の記録では、輜重神社に、たぶん鏡だと思っんですが、ご神体が下賜されているようですが。

城田：はあ。そうですね。

聞き手：わからないのは、祀られているのが、どのような方なのか。

城田：それは、神主さんでないと開けられないので、わからない。開けていたただくには、神主さんに頼まないと。

聞き手：そこまでは、今回は結構です。お世話されているのは、關野神社さんです。

城田：ええ。みんな關野神社から持って来てるはずですよ。

聞き手：いくつか、疑問があるんですが。まず、稲荷神社というのが、もともと十一屋にあつたわけですね。軍隊が接収するときに、關野神社に移して合祀した。そして、戦後、平和神社ができたので、また、稲荷神社を移したということですね。もとの稲荷神社がどこにあつて、どんなお祀りをしていたんですか。

城田：それは、よく分からない。

聞き手：關野神社さんに聞かないと分からない？。

城田：資料があればねえ。

聞き手：今の方（關野神社の宮司さん）は、たしか若い方で。

城田：二代目だよ。

聞き手：關野神社自体は、こころ寺町、十一屋、野田あたりの（住民の信仰を得ている）神社で。

城田：ええ。でも、長坂にもお宮さんがあるんですよ。ですから、どこまでがテリトリーになっているか、私には定かでないんですが。大通り商店街の駐車場建てる時には、地鎮祭は關野神社さんに頼んだんですけど。

聞き手：たぶん、この平和町を作ったときの経緯もあるでしょうから。

城田：はい。ほんながで。

聞き手：ご神体の件に戻りますが、どうなったんでしょうか。

城田：最後は、海外に持っていくんで、結局処分したんじゃないか。

聞き手：そこで、部隊が解散するんで、(ご神体を)焼いてしまおうよ。

城田：ええ、焼いて。記録にもあります。燃やしてしまっただけみたいですね。

聞き手：戦死者は、靖國(神社)で。その分社が招魂社や各県の護国神社ですね。

そのほかの部隊の死者は、こうした管内の神社で祀るんじゃないかと。

城田：戦死者じゃないかと。馬魂の碑もあるし。

聞き手：輜重兵とか、工兵は、事故死する場合も多いので、そんな死者が祀られているんじゃないかと。そういう人たちは、戦死じゃないので、靖國の「英霊」にならないんじゃないかと。そんな人をお祀りするんじゃないかと。

城田：そのあたりは、ちよつと。

聞き手：ここを戦前、通られたとき、こんな神社があったことは、意識にあったんですか。戦争中に。

城田：戦争中は、ここは入っていかんとこのので。

聞き手：一般の、普通のひとが、この神社に関わることは全く無いわけですね。

城田：そうですね。

聞き手：あること自体もよくわからない。

城田：わかりません。

聞き手：ということは、何が祀られているかも。

城田：まったく、わかりません。

聞き手：それは、軍隊の(行っていた)ひとに聞くしかない。

城田：そうですね。ほとんどねえ、ほとんど亡くなられていると思います。もう、八十以上ですからねえ。

聞き手：ああ。戦後に平和神社になって、確か、天照大神を祀るわけですね。伊勢神宮から分祀して。プラス輜重神社さんのご神体も入っているはずですよ。

ね。

城田：はい。合祀しとると思いますね。

聞き手：その合祀されている方々の合祀名簿みたいなのは、あるんですか。

城田：それが、名簿が残つとるちゆうことは、うすうす聞いたんですけど。私は確認はしとらんです。

聞き手：それじゃあ、(祭壇の)中に入っているわけですね。

城田：そうですね。それを見るとときには、神主さんに頼まなくてはならないと。

聞き手：神主さんは、どんな性格の方が入られているのか、伝え聞かれますか。

城田：それは、先代は亡くなられていますから(分からない)。今は松尾神社の神主が。鷲町にありますね。

聞き手：そうですね。じゃあ、關野神社とは。

城田：ええ、今は離れているんです。

聞き手：そうしたら、常時、ここにいらつしやるわけではないんですか。

城田：お祭りのときだけ来られます。

聞き手：連絡をとろうとしたら、この松尾神社さんに。

城田：ええ。

聞き手：じゃあ、実際には、關野神社さんのお祭りも、松尾神社さんがやっているというわけですか。

城田：いえ。關野神社さんは、単独でやっているんで。十一屋のお宮さんも關野神社管轄です。

聞き手：ということは、關野神社とこの(平和)神社との関係と、松尾神社との神社との関係は、どうなっているんですか。

城田：松尾神社とうち(平和神社)の関係は、松尾神社さんの先代との関係で、創建のときお世話いただいた、そのときからのずーと関係。今は息子さんがお参りに来ていただいているんです。

聞き手：そうですね。整理すると、關野神社さんがここに来られてお祭りされているのではなくて、松尾神社さんがされているわけですか。

城田：はい。この時点で(關野神社は)離れているんです。

聞き手：この時点で(關野神社は)離れているんですか。

城田：關野神社さんが、こつちへ渡りたつていうか。

聞き手：平和神社に代えた時にということですか。

城田：はい。稲荷神社を平和神社に戻した時に、(關野神社との関係は)切れるわけですね。

聞き手：それ以降のお祭りというのは、關野神社さんじゃなくて、松尾神社さんがやっているわけですか。

城田：そうですね。松尾神社の宮司さんがお祭りにこられるんです。

聞き手：まったく、勘違いしていました。では、關野神社に聞きにいつても何にも分からないわけですか。

城田：そうですね。こつちに持つてこられてから、全く関係ないので。關野神社さんもう先代が亡くなって若い方だろうし。

聞き手：逆にいうと、稲荷神社の言い伝えは、残っているかも。

城田：うーん。史料もみんな持ってきましてしまつとるんじゃないかな。私、うちに

関野神社さんから譲り受けた箱がありますから。

聞き手：それもまた、見せていただければ。

城田：ええ。あとで家によつて。

聞き手：平和神社になつてからの例祭は。

城田：例祭は、春秋の年二回です。五月の十七、十八、十九、十月の十六、十七、

十八、そして元旦の。元旦一日、二日、三日、そして左儀長が、十五日。

聞き手：この氏子全体は、どこですか。

城田：エリアは、平和町と名前が付いているところは、全部なんですけど。所帯

数は、三二六〇ほど、私が町会長をしていた頃はあつたんですけど。まあ、あ

んまり（お祭りには）こられません。だいたい、一割くらい。

聞き手：それでも三〇〇人くらいは来られるわけですね。

城田：まあ、お祭りのときには、三〇〇人は来られますね。正月は、一五〇〜

一六〇人くらいです。

聞き手：中心となつている町会は。氏子総代や氏子の中心は、商店街の方々です

か。

城田：いや、商店街もおいでるし、一般のこの県民住宅に住んで折られる方も居

られます。はい。

聞き手：ここの氏神さんということで、みなさんお参りされているわけですか。

城田：はい。氏神さんということ。一応、こに（本殿壁に奉納者の名前が）

掲げてありますが、千円以上の奉納□□は、いっぱいになったので、書かない

ことにしています。

聞き手：いろいろ大変ですね。

城田：ええ、でも年に二、三回のことですから。

聞き手：では今、城田さんが氏子総代をされていろいろわけですね。役員の方は。

城田：ええ。私が氏子総代で。責任役員は七名です。

聞き手：総代さんは何人で、何年交代くらいですか。

城田：総代は一八人で、その中で（責任役員と）兼任している人もいるので。

聞き手：やつぱり、ご年輩の方が多いですか。

城田：そうです。やつぱり若い人はだめですねえ。関心が少ないですから。

聞き手：前、アルコ（註：アーケード商店街）で写真展をされていて、そのと

き盆踊りを広場でされていた写真を見たことがあるんですか。それは、前の神

社のことですか。

城田：毎年やりましたよ。

聞き手：どこで、ですか。

城田：あの運動場。あれは、市の管理。

聞き手：今でもやっておられる。

城田：ええ。盆踊り、去年もやりました。「よさこい（註：よさこいソーラン踊

り）」もやっています。

聞き手：ただ、神社は。

城田：そういうことは、してません。ここにお神輿あつたんですけど、私の前の

人が、壊してしまつて。平成十二年か三年やね。いつ壊したかは、書いてない

ないんですね。

聞き手：平成十二、三年までは、神輿を出していたんですか。

城田：ええ、その辺りは、仕事が忙しかつたんで、よくわからないんです。

聞き手：何年くらいで、（氏子）代表は、代られるんですか。

城田：代表はねえ。今度、神社庁に加盟せいでいううんで。そんなことが、ひっ

かつかつてきてねえ。

聞き手：これ、なんで加盟しなかつたんですか。

城田：それは、今までねえ、政治色が強かつたんですよ。

聞き手：ほお。

城田：なんでかつて、いうと、ここはねえ。共産党、社会党……。強くてね。

聞き手：ああ、そうか。大学の先生も多いから。

城田：ええ、大学の先生や裁判所の……。ちよつと特殊な。

聞き手：特殊なところ。

城田：はい。特殊な団地なんです。私の前の（氏子総代の方）も学校の先生だつ

たし。その人も（神社庁に）入るなつて、一点張りやつたし。どつちかつてい

うと、社会党より。

聞き手：なるほど。平和神社になる段階で、本来は神社庁に入るはずだつたんだ

けども、軍隊の神社だつたこともあつて、たぶん、GHQの神社指令（神道指令）

なんかで、差支えがあつて。ひつつかつて。

城田：そうだと、思いますけど。多分、靖國神社、□□ここの（松尾神社の）息

子さんは、（石川県の）護国神社にいつておられますから。なにしろ神社庁に

入つていないと、個別の神社には、その宮司さんが出向してはいかんつていう

んで。

聞き手：はいはい。確かに。そうすると、ここは、単独の宗教学者ということ。

城田：はい。そう単独の宗教学者になつてますよ。登記はしてありますよ。

聞き手：本当に、一個だけの。特に一定の教派でもなし。

城田：ええ。なし。

聞き手：祭神は天照（皇大神）だから。

城田：ええ。皇大神宮。お札はねえ。皇大神宮の大麻。

聞き手：ああ。

城田：皇大神宮の大麻とここ自身の（お札）もねえ。去年、一昨年から作ってもらった。

聞き手：それは、どこに作って貰っているんですか。平和神社のというのは。

城田：ええ。神主さんによって。

聞き手：松尾神社さんの神主さんというと。松尾神社が作られる。

城田：ええ、そうです。だから、このなかの備品とかなんとか買う時には、宮司

さんを通じてやっってるんです。お札とか、破魔矢とか、お守りとか、全ての神社に関するものは、それで、ルートが決ってくるんです。

聞き手：だから、神社庁管轄で。本来ここは、神社庁管轄じゃないけれども。

城田：そう。私は、好き勝手にやろうかなと思っただけでも、だめですって。

聞き手：なるほど、変った形で。だから、松尾神社さんは、神社庁に入ってもらいたいということ。

城田：そうそう。来るたんび（度）に言っているんですけど。

聞き手：でも、総代のなかの七、八の方が、反対で。

城田：ええ、反対している人が、最初は二人まで反対していた。どうか。このとこ会計頼んだ人が、反対派にまわってしまっただけで、それまで、（会計は）自分でやってたんですよ。こんで、五年ほどたちますが、お札とか書かんし。

聞き手：結構、大変ですね。そうすると神社庁に入ろうとすると、氏子総代会とか開かないといけないですね。それも大変じゃないかと。

城田：はい。それが今、頓挫してらんです。それ、私が勝手にやりなさいって、いわれとるんだけど。

聞き手：そういうわけには、行きませんよな。

城田：そう。まあ、正月までには、一編、総代会もやらなくてはいけないもんです。それでこんなもん（趣意書）をつくって……。

聞き手：軍隊の関係もあって、と経緯を（説明して）。

城田：はじめは、責任役員だけで決めてしまおうかとも思ったんですが、一人二人反対派がおりまして。なぜかっていうと。Hさん（註：保守系県会議員）。

ご存知でしょう。あの人が「入れ入れ」って私に熱心にね。ネジ巻いているんで。聞き手：なるほど。

城田：Hさんは、長田菅原神社の、あそこの宮司さんの息子さんだから。お母さんがあそこの神社の出なんです。その娘さんとHさんのお父さんが結婚されたっていうわけです。

聞き手：かなりあれですね。政治的な。

城田：はい、そんなわけで、なおさらでして。

聞き手：確かに、このあたり（十一屋校下）は、（政治的に）複雑ですからねえ。

城田：そうなんです。それで、神社庁に入る件で、このところ調べまくっているんですわ。名簿なんか。

聞き手：個人情報、結構ですから。（神社の）規約なんかあれば。

城田：そうですね。規約はあります。よければ、これです。

聞き手：さしつかえもあるでしょうし。

城田：これは、今の平和神社の規約ですから。神社庁に入ると、また、変わりますから。

聞き手：ありがとうございます。あと、確認しますが、平和神社になって、この平和町の特殊な事情から。例えば、（住民に）引揚者が多いとか。

城田：最近は、なくなっています。六十年か経っていますからねえ。でも、うちの案内も。（戦後すぐ）平和町に住んできたわけだから。

聞き手：それは、引き揚げ。

城田：いえ、戦災。東京空襲の。あのときの。たまたま、お母さんが羽咋出身なので。

聞き手：よく私達が聞いているのは、ここは、兵舎がいっぱいあって、空いていたので、富山と福井の空襲の被害者が入ってきたって、聞いているんですが。空襲で焼かれた方がこれれたのと、外地の復員兵や復員者が来られたのと。それは、やっぱり、場所的に区割りがあつたんですか。

城田：区割りはないですね。申し込み順で。

聞き手：そういうような町だから。みんな。

城田：そう、一致団結していかなくちゃいけないっていうんで。昭和二十二年頃からは、家の無い人がどんどん入って来たからね。団結っていうか、引き揚げたところから、グループに分かれてっていうんか。そうしとると思うんですけど。それで、団結して。

聞き手：例えば（河北郡）内灘（町の）新興団地で、新しく入って来た人たちが、団結のために新しい神社をつくる例もありました。

城田：そうですね。

聞き手：そんな雰囲気、みなさんの戦後の精神的な拠り所ということ。

城田：そうですね。そのとおりです。やはりねえ。樺太引き揚げ、満州、北朝鮮あたりの引き揚げ、中国、モンゴル、アジア圏全体。マレーシアも入って居るだろうし、シンガポールなんかにも進駐していたから。

聞き手：それは、縁故でこっち（平和町）に来るんですか。

城田：それは、やっぱり、自分の出身。石川県で生まれたっていうことで。奥さん方はいろいろ、中国、満州で結婚された方もいるんでしょうし。

聞き手：じゃあ、城田さんは、(昭和)二十七年頃から長くいらして、ごらんになっているから。

城田：そうなんです。ずいぶん変わりました。それに、子供も子沢山だったんですよ。ほとんど。こういうな施設でないと。狭いし。

聞き手：アルコの辺りが、闇市だったんですか。闇市っていうのはなんです。城田：あそこは、面会所だったんです。売店もあつたんです。今の中山医院さんは、あれは、将校集会所。それを改修して、お医者さん始めたんですけど。

聞き手：おそらく、自衛隊が、当時保安隊が入ってくることで。反対運動なんかも。

城田：ええ。そんな感じで。

聞き手：で、いろんなところから来られた方々が、神社を中心に、盆踊りされたりとか、お祭りされたりとか。

城田：ええ、そうですね。田舎みたいに、まとまらないんですよ。寄り集まりなんです。町会長もはじめは長くやっていたんですが。今では、町会長も一年交代で。睦町会なんか公務員の人が多いから、一年交代で。平和町会なんかも二年交代なんです。長くやれば、いいんですけどねえ。時代ですから。

聞き手：この神社(の運営)も、このあと大変ですよ。

城田：ええ。役員もほとんど定年退職したひとばかりで。

聞き手：日常的には、どんな当番になっているんですか。

城田：ここは、一応は、鍵を持っておいでる人は、四人で。鍵をかけることは、めったにないんで。私の代になってから、造作したんですよ、改装に。結構、使ってますよ。

聞き手：でも、世帯は多いから。

城田：ええ、一所帯、二百円から貰って。それが、だんだん神社も古くなってくるし。結構、お金使っているんですよ。私もよく来て、あちこち直してはいるんですよ。屋根ぐらいいまでも登ってます。(植栽の)剪定もせんなんし。じゃあ、これくらいで。

聞き手：はい。(長時間)ありがとうございました。

(101) 【関野神社社由来】関野神社は天照皇大神を祀る、野田寺町一丁目二十四番地ノ一に在り、もとは関野の神明と称へたるにて、従前は山伏金剛寺勤仕せり、貞享二年金剛寺の由来書に拠れば、元祖三悦坊加賀能美郡金剛寺村に居り、寛永十二年石川郡泉野欠上新村に移住したるが、常時この地辺は不毛の広野なりしを、同村伊右衛門悉く開墾し、慶安中、神明宮を勧請して鎮守となしたるに依り、

其別常識となり、勤仕せりといふ、三州名跡志に、「昔金剛寺村に真言の古刹金剛寺あり、北国七大寺の一箇寺なりしかど、乱世の頃、兵火にかかりて断絶せり、関野神明の別当山伏金剛寺は彼の金剛寺の衆徒、僅に残りて山伏となりたるか」と載せられたど、如何にか、明治二年復飾して金山氏を称し、五年村社に列せられたり(金沢市役所「和田文次郎」編『稿本金沢市史』名著出版、一九七二年)。

(102) 【松尾神社由来】松尾社 金沢卯辰祇園社の相殿に祀って、酒造家の守護神としたもの。天明四年の縁起に、元禄十一年酒造家宮竹屋某、金沢城内に在った神像を請ひ得て、同業者と共に講社を結んだに起ると載せるが、その真偽は明らかでない。今祇園社の号を廃して松尾神社と称する(日置謙編『加能郷土辞彙』金沢文化協会、一九四二年、北国新聞社、一九五六年〔改訂増補〕)。

(103) 編集委員会編『追憶 金沢輜重兵連隊(九連隊)』金沢輜重兵連隊戦友会、一九七六年。

(104) 伊藤編前掲『福知山連隊史』。

(105) 本康前掲、『「招魂」の空間』第二章「明治紀念之標の建設」(うち「豊橋の神武天皇像」本康『軍都の慰霊空間』)。

(106) 『北国新聞』一九三〇年九月日付。

(107) 昭和十五年十一月三十日、官房代六二二八号「艦船部隊官衙学校等ニ於ケル祭神奉齋ニ関スル件」(海軍大臣官房編『海軍諸例則』巻四一、一九四一年〔原本〕、明治百年叢書三七八、原書房、一九八八年〔復刻〕)。

(108) 『大阪歩兵第三十七連隊史』上巻、歩三七会編刊、一九七六年。この文献については、横山篤夫氏のご教示を得た。

(石川県立歴史博物館学芸専門員、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇七年四月三〇日受理、二〇〇八年二〇月三日審査終了)

## **Military shrines and local society : The example of the “military city” of Kanazawa**

MOTOYASU Hiroshi

As a study of the history of research on “war and shrines”, the first part of this paper introduces research and research trends associated with shrines in the context of the history of research on Japan’s wars in the modern period and also in relation to items in the “Report on Written Materials” published earlier. It also considers the current status and meaning of research into “military shrines”.

In the second part, which examines the construction and development of military shrines in association with the stationing of the military and Shinto religious beliefs, a brief outline is given of the history of military shrines and the military shrines that existed in the “military city” of Kanazawa. Namely, it introduces the examples of the Chukon-sha of the 7th Infantry Regiment and the military shrines of the special regiments of the 9th Division (Norihisa Shrine of the engineers regiment, Kikun Shrine of the cavalry regiment, Sankun Shrine of the mountain artillery regiment and Shikun Shrine of the transport regiment). In order to corroborate the various features of this provincial “military city”, examples of cities where the remains of military shrines exist, including Toyohashi (the 18th Regiment’s Yaken Shrine and the Military Academy’s Toyoakitsu Shrine) and Fukuchiyama (Chinkoku Shrine) are introduced to provide a comparative perspective.

In the third part on “memories” of military shrines and the community, the genealogy of military shrines is introduced by looking at their associations with Inari and Hachiman religious beliefs and the relationship between shrines on navy vessels and Ichinomiya shrines. A study of post-war “memories” is undertaken based on memorials and oral histories. More specifically, “memories of the 7th infantry regiment’s Chukon-sha” are studied using memorials in the Ishikawa Gokoku Shrine and the compilation of regimental journals. As for the Shikun Shrine during the post-war period, an examination is made of the merging of Norihisa Shrine, Kikun Shrine and Sankun Shrine into Shikun Shrine against the backdrop of the withdrawal of the military after the war, the ensuing birth of a “town of peace” and the changing of the shrine’s name to Heiwa Shrine accompanying its reconstruction and reorganization.